

むつ市議会第186回定例会会議録 第4号

議事日程 第4号

平成17年12月15日(木曜日)午前10時開議

諸般の報告

第1 一般質問(市政一般に対する質問)

- (1) 22番 工藤孝夫 議員
- (2) 13番 東健而 議員
- (3) 21番 横垣成年 議員
- (4) 2番 堺孝悦 議員

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（57人）

1番	濱	田	栄	子	2番	堺		孝	悦
3番	川	端	一	義	4番	杉	浦		洋
5番	白	井	二	郎	6番	村	中	徹	也
7番	川	下	八	十	9番	菊	池	一	郎
10番	新	谷		功	11番	高	田	正	俊
12番	村	川	壽	司	13番	東		健	而
14番	澤	藤	一	雄	15番	石	田	勝	弘
16番	富	岡	幸	夫	17番	杉	浦	守	彦
18番	柴	田	峯	生	19番	山	本	留	義
20番	久	保	田	昌	21番	横	垣	成	年
22番	工	藤	孝	夫	23番	大	澤	敬	作
24番	松	野	裕	而	25番	東	谷	良	久
26番	東	谷	正	司	27番	佐	々	木	隆
28番	立	石	政	男	29番	竹	本		強
31番	坂	井	一	利	32番	福	永	忠	雄
33番	板	井	磯	美	34番	飛	内	賢	司
35番	赤	松		功	36番	田	澤	光	雄
37番	德			誠	38番	佐	々	木	肇
39番	鎌	田	ち	よ	40番	菊	池	広	志
42番	佐	藤		司	43番	千	賀	武	由
44番	目	時	睦	男	45番	田	高	利	美
46番	澤	田	博	文	47番	菊	池		清
49番	工	藤	清	四	51番	服	部	清	三
52番	池	田	正	利	54番	慶	長	德	造
56番	牛	滝	春	夫	57番	本	間	千	佳
58番	半	田	義	秋	59番	坪	田	智	十
60番	斉	藤	孝	昭	61番	中	村	正	志
62番	富	岡		修	63番	川	端	澄	男
64番	宮	下	順	一					

欠席議員（6人）

8番	小	林		正	30番	千	船		司
41番	野	呂	泰	喜	48番	柏	谷		均
53番	杉	本	清	記	55番	工	藤	直	義

説明のため出席した者

市長	杉山	肅	助役	田頭	肇
収入役	田中	實	教育委員会 委員	山本	文三
教育長	牧野	正藏	公営企業者 管理	杉山	重一
代表委員 監査委員	菊池	十川	選挙管理委員会 職員	佐々木	鉄郎
農委員会 委員	立花	順一	総務部長	齋藤	純
企画部長	渡邊	悟	民生部長	高橋	勉
保健福祉 部長	名久井	耕一	経済部長	森	正剛
建設部長	藤井	幸男	教育部長	宮下	孝信
教務理事 委員	新谷	加水	公営局 局長	新谷	博仁
監査委員 局長	小川	照久	総務部・ 総務課	佐藤	節雄
企画部長 企次	工藤	武勝	企画調整 課	近原	芳栄
選挙管理 委員長	大芦	清重	農委事務局 局長	西山	肇
企画課 部長	奥島	慎一	企中施設 課	伊藤	道郎
企画課 部長	下山	益雄	川内所 長	佐藤	吉男
大庁舎 所長	中嶋	康夫	脇野所 長	千船	藤四郎
総務課 部長 総務補	濱田	賢一	総務政 務課	中野	敬三

事務局職員出席者

事務局長	藤田	修	次長	小島	昭夫
主幹	柳田	諭	庶務係長	古川	俊子
庶務主任 係査	濱村	勝義	調査係 査査	青山	諭

庶務係任 赤石奈穂子

議事係事 葛西信弘

開議の宣告

午前10時00分 開議

○議長(宮下順一郎) ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は53人で定足数に達しております。

諸般の報告

○議長(宮下順一郎) 本日諸般の報告については、特に申し上げる事項はありません。

○議長(宮下順一郎) 本日の会議は議事日程第4号により議事を進めます。

日程第1 一般質問

○議長(宮下順一郎) 日程第1 一般質問を行います。

今日は、工藤孝夫議員、東健而議員、横垣成年議員、堺孝悦議員の一般質問を行います。

工藤孝夫議員

○議長(宮下順一郎) まず、工藤孝夫議員の登壇を求めます。22番工藤孝夫議員。

(22番 工藤孝夫議員登壇)

○22番(工藤孝夫) 日本共産党の工藤孝夫でございます。

まず最初に、13日の毛馬内議員の突然のご逝去について、謹んで哀悼の意を表する次第でございます。

それでは、むつ市議会第186回定例会に当たり幾つかの課題について質問いたします。

第1は、除排雪対策についてであります。雪国に居住する市民にとって、宿命とはいえ、冬期間ごとに繰り返される雪との格闘は、心身の疲労を極限にまで押し上げるばかりか、日常生活への支障や毎年人命を奪うという惨事に及んでおります。特に昨年の豪雪への記憶は、冬將軍を迎えて、今多くの市民の心を暗くさせております。市当局においても、昨年及びこれまでの苦情や要望など苦い教訓の蓄積を擁しているものと推察するものであります。私は、その前提に立って、以下質問します。

1点は、新市における全市道のきめ細かな除排雪の徹底についてどう取り組むのか、2点に、これらを遂行するに当たって万全を期されたいが、その対策方について答弁を求めます。

質問の第2は、旧川内町宿野部地区の防波堤についてであります。宿野部川河口から消防屯所付近までの護岸堤は、全体の低さも一因しているものと思われませんが、沿線海岸を軸に30メートルから40メートルぐらいの消波ブロックは砂利等の堆積でほぼ埋まり、役目を果たしていないことは間違いのないと思います。こうした現状にあって、強風や暴風雨により高波をもろに受ける沿岸人家の方々の被害や不安は想像を超えるものであります。沿線海岸住民の願いは切実であります。高波及び塩害防止のための護岸の改良及び改善対策は急がれますが、答弁を求めます。

質問の最後に、歴史民俗、文化財等の展示公開の施設整備についてであります。古きを学びて新しきを知るという例えがございます。この点において、新市における旧市町村には、古代からの遺跡を初め埋蔵文化財、民俗文化財、伝承文化等々有形無形の文化財が保存されており、それは第一級だと言われております。これらの歴史的文化遺産は、先人が残した新市共通の財産であると同時に、旧地域においても自らの郷土の遺産を次の世

代に継承していくことが求められている課題であります。そのためにも、文化財展示公開施設の整備が急務であります。学校教育、生涯学習、観光など各分野への活用が図られるべきことは申すまでもありません。しかし、現状を見ると、この仕事が非常に優れた分野であることを指摘しないわけにはまいりません。そのことは、旧市町村ごとの現状からも明らかであります。

ご承知のように、旧川内町、旧大畑町、旧脇野沢村地域とも保存は川内町の収蔵庫等を含め廃校舎や学校の空き教室を利用している状況であります。旧むつ市においても桜木町にある文化財収蔵庫の一室を利用して常時開設をされているものの、場所や駐車場の関係からして、知る人のみぞが利用できているといったところではないでしょうか。今や保存から常設展示開設への転換が強く求められております。旧市町村地域ごとの施設整備を図ることについての前向きで誠意ある答弁を求めまして、この場からの質問を終わります。

○議長（宮下順一郎） 市長。

（杉山 肅市長登壇）

○市長（杉山 肅） 工藤孝夫議員のご質問にお答えいたします。

除排雪対策についてのご質問ですが、1点目の全市道のきめ細かな除排雪の徹底について、2点目の体制方については、関連がありますので、一括してお答えいたします。

現在当市の市道と市道以外の生活道を合わせた除雪路線は、1,356線、545キロメートルとなっております。各地区ごとの除雪路線及び委託業者数は、むつ地区が1,081路線、395キロメートル、24業者、川内地区が175路線、62キロメートル、11業者、大畑地区が55路線、58キロメートル、4業者、脇野沢地区が45路線、30キロメートル、4業者となっております。各地区とも昨年度とほぼ同じ除雪延長及び業者数となっております。

合併後の広範囲な地域に対し、きめ細かな除排雪を実施するためには、各地域ごとの降雪状況に合わせた出動が必要であることから、今年度は各庁舎が作成した除雪計画に基づき、降雪量がおおむね5ないし15センチメートルを基準に各庁舎が地区内のパトロールを実施して除雪の判断をすることとしております。また、通学路などの歩道除雪につきましても、各地区の実績をもとに全体で15キロメートルの除雪をすることとしておりますので、ご理解願いたいと存じます。

次に、旧川内町宿野部地区防波堤についてのご質問にお答えいたします。ご質問の1点目であります塩害防止について並びに2点目の防波堤の改良、改善については、関連がございますので、一括してお答えいたします。

川内町宿野部地区の宿野部川の河口から消防屯所付近までの海岸は、県が管理している海岸であり、昭和42年から昭和47年まで県営の海岸保全施設整備事業により護岸工事が、また昭和63年から平成6年までは離岸堤の工事が行われ、高潮対策等に努めてまいったところであります。しかしながら、護岸工事が施行されてから約30年が経過し、護岸の前に設置されたブロックの一部が砂利等により埋没していることから、南東の風や南風の強風時には、海面から巻き上げられたしぶきが民家等に塩害の被害を与えている現状にあると伺っております。同地区の塩害の防止対策については、旧川内町時代に地区の現状を県に伝え、護岸の改良、改善等に向けた検討をお願いいたしているところでありますが、県におきましては、限られた予算の中で、災害等の優先順位の高い地区からの事業採択を行う考えであることから、同地区についてはいまだ事業実施に至っていない状況にあります。市といたしましては、強風時に民家への塩害が続いている現状を踏まえ、今後とも塩害の防止策について県にお願いしてまいる考えであります。

すので、ご理解を賜りたいと存じます。

工藤孝夫議員ご質問の歴史民俗、文化財等の展示公開の施設の整備につきましては、教育委員会の所管事項でありますので、教育委員会より答弁があります。

○議長（宮下順一郎） 教育長。

（牧野正蔵教育長登壇）

○教育長（牧野正蔵） 工藤孝夫議員ご質問の歴史民俗、文化財等の展示公開の施設の整備についてのご質問にお答えいたします。

現在むつ市には、国指定重要文化財であります木造阿弥陀如来坐像、下北の能舞を初め県指定、市指定文化財合わせて43件の指定文化財があり、またこれまでに埋蔵文化財の発掘調査による出土品、市民の方々の善意による民俗資料及びその他学術上価値の高い歴史資料等が、合併しました4市町村で合わせて約9,000点以上が収蔵保管されております。議員が大変気にとめられておられますように、このような貴重な資料が市民の学習の場に活用されていないのではないかという趣旨のお話であります。旧4市町村それぞれの地域におきましては、例えば「ふるさと展」、「公民館まつり」などにおいて発掘遺物、生活用具、歴史資料、古文書、写真パネル、野鳥の剥製などなど機会あるごとに展示公開しており、下北の文化に触れていただいているところであります。ただ、議員ご指摘のとおり、常設施設と申しますと、大湊地区にあります、むつ市文化財収蔵庫には職員1人が常駐し、来館者に対応しておりますものの、川内地区、大畑地区、脇野沢地区で収蔵保管しております公民館や小学校などには常駐している職員がいないため、各庁舎教育課職員が市民の方々から事前に申し込みがあれば説明等対応しておりますが、整理状態、保管及び展示環境など、整備が十分と言えない現状でございます。

新市は、多様な地域から成り立っており、さま

ざまな文化的資源が存在しているわけですが、将来的には児童・生徒のみならず、むつ市民一人一人が郷土が生んだ芸術家等の作品、貴重な歴史文化遺産を常時鑑賞できるような場、さらには各種調査研究、収集保存の中核的、センター的役割を果たし、市民文化学術の発信の拠点となる、例えば仮称「歴史民俗資料館」の建設整備を見据えながら、今後とも文化財保護審議会委員のご意見、助言もいただき、文化財収蔵庫等の整備を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（宮下順一郎） 22番。

○22番（工藤孝夫） まず、除排雪の問題についてであります。ことしも豪雪は必至だという情報でございます。そこで、再度お伺いいたしますけれども、毎年業者に対する苦情というのは絶えませんが、業者の除雪技術のばらつき、そこから生ずる業者への苦情、これは誠意ある態度での対応が望まれるというふうには私は思いますけれども、業者の指導方法をお聞きいたします。

2点目には、同じ地域であっても、旧川内町でいえば、本町と山間部では降雪量に差があるわけです。そこで、本町の少ない量でもって除雪出動の基準になると、山間地域では除雪されないということもあるわけです。この格差をどう解消するのか、この点についてもお尋ねしておきたいと思っております。

3点目として、通学路あるいは一般歩道の除排雪体制については、どう対処されるのか、また本庁前の駐車場の確保、これも含めて答弁を求めたい。また、袋小路も随所にあるわけで、これについてどうするのか、あわせてお願いします。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 業者による除雪に対する苦情等ではありますが、毎年除雪期前に除雪委託業者との除雪会議を開催し、打ち合わせを行っております。

すが、除排雪基本方針の中に次のような注意事項を盛り込んで指導しております。

除雪作業は、機種、オペレーター等によって差が生じないように、できるだけ市民からの苦情のないよう迅速かつ丁寧に施行すること。作業中の住民、通行者等からの苦情については、言動に十分注意して、トラブルの起きないようにする。

次に、本町と山間部では差があるというご指摘でございますが、これには先ほども申し上げましたように、各庁舎が作成した除雪計画に基づき、降雪量がおおむね5ないし15センチメートルを基準に各庁舎が地区内のパトロールを実施して除雪の判断をすることといたしております。

次に、一般歩道、通学路などの除雪体制については、これも先ほどお答えいたしました。各地区の実績をもとに全体で15キロメートルの除雪をすることとしておるといことであります。

小路の除雪につきましては、小路除雪車により実施しておりますが、台数が少ないため、一般道よりは時間がかかっている状況であります。今後配車の工夫をしながら、よりスムーズな除雪を実施してまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

○議長（宮下順一郎） 総務部長。

○総務部長（齋藤 純） 市役所前の駐車場について除雪のご質問がありましたので、お答えいたします。

これにつきましては、道路の除雪と合わせてしてまいりますので、よろしく願いいたします。

○議長（宮下順一郎） 22番。

○22番（工藤孝夫） 市役所前の雪の問題ですが、昨年は非常に本庁前の雪がうずたかく積もって、これも非常に苦情の要因になりましたね。ですから、私は排雪についても通告してあるので、除雪しておりますばかりではなくて、排雪をいたしますと

いうことでないと、ことしもまた同じ轍を踏むということになりますので、これに対する答弁を願いたい。

なお、ついでにこの排雪の基準とありますが、システムとありますが、これはどうなっているのでしょうか。例えば市民生活でもう交差できなくなって支障が及ぶと判断したときに、排雪になるものなのか、それとも年に何回ですよと、予算上もあるでしょうけれども、そういうものになっているのか、この点をお聞きしたい。

なお、昨年まで脇野沢では漁協付近、周辺を村ですずと除排雪しておったと、しかしことはまだ一回もやられていないと、こういう苦情もあります。この点についてもお答え願いたいと思います。

○議長（宮下順一郎） 総務部長。

○総務部長（齋藤 純） 合併しまして、庁舎の周りの駐車スペースがかなり狭くなったと言われました。それで、4月以降にまず庁舎の周りを部分的に整備いたしました。その結果、20区画ほど駐車場スペースを確保できました。それによって、最近では市民の方が来て駐車できないと、そういう苦情は現在のところなくなっております。ただ、これから雪が降りますので、駐車場をある程度確保しましたものの、庁舎の周りの軒下等についても整備しましたが、冬期間については、その分は使えなくなり、当然にそのスペースが減ってまいります。先ほど排雪の関係がございましたけれども、それは十分建設部と協議いたしまして、市民に迷惑のかからないような体制をとってまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（宮下順一郎） 建設部長。

○建設部長（藤井幸男） 脇野沢漁港の除雪が行われていないというようなことでございますが、実はあそこはちょうどいい空き地になっておりまし

て、車両が大分駐車されているという状況でございます。置かないでくれということであれば、今度は道路に置くというようなこともございます。いずれにしても、そういう車が移動した段階ではこちらの方でも考えまして、除雪をしたいと思いますので、ご理解願いたいと思います。

○議長（宮下順一郎） 22番。

○22番（工藤孝夫） ぜひそういう体制で臨んでいただきたいと思います。

この除排雪の問題の最後に、ご承知のように業者の選定にかかわる問題として、野辺地町では業務評価制度ということで、ことしからやるということでありましてけれども、当市ではこの方式を取り入れるつもりがあるのかどうか、その点についてお聞きしておきたいと思います。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 野辺地町で除雪についての客観的評価を行って業者選定に役立てると。業務評価制度と、こういう言い方をしておるようになります。弘前市が導入し、青森市が今期から実施するとしておりますが、当市では除雪業者数が足りない状況であり、業務評価制度はなじまないと思いますので、業者指導を強化する方向でいかなるを得ないと考えております。

○議長（宮下順一郎） 22番。

○22番（工藤孝夫） 常識の問題として、指導によって苦情だとかさまざまなものが是正されるというのが一番よりよい方法であることは、だれも異存がありません。しかし、幾ら苦情を言っても是正されない業者もあります。ですから、これは指導する行政の側と指導を受ける業者の側の中身にもあるなというふうに私、感じておりますけれども、一定数の業者が決められていて、その中で毎年やりとりがあれば、逆に言えば丸投げが生じるおそれだって出てこないとも限らないなというふうに私は感じております。

そこで、どれだけの業者の数、例えば先ほど今の業者数、話されました、全部で43業者。その倍あればいいのか、どれだけあればこのシステムがなじむのか、お聞かせ願いたい。

なお、また市長にお尋ねいたしますけれども、この業務評価制度の評価についてどう思っているのか、これについてもお聞かせ願いたいと思います。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 去年あたりから豪雪期に入ってきておりますが、それ以前は雪が降らなくて、業者を選定して委託を前もってしますけれども、雪が降らないために出勤回数が少なくて、ただオペレーターを養っているだけという状況もあったわけでありまして、そのために報酬の支払い方法を変えたというような手続も踏んできておるわけでありまして、何業者があればいいかという問題ではないはずなのであります。ただし、苦情が集中している業者などについては、堪忍袋の緒が切れることもあるはずでありますから、それはそのときの判断でありまして、どれくらい確保すればいいかということは、毎年状況が変わることありますから、そのような内容でご理解を願いたいと思います。

また、重機を持っていない業者に対してリースをする場合もありますけれども、リースをしてくれる会社が持っている機械の台数がそんなに十分ではないという状況もあります。特に川内の場合のように袋小路が多い狭い道路が多いところでは、除雪と排雪を並行して行わなければならないというような事情があります。これに対する機械がそんなに多くないのであります。でありますから、苦情が集中してくるとい実情もあるわけで、これらをどう工夫していくかがこれからの対応の仕方になってまいります。

○議長（宮下順一郎） 22番。

○22番（工藤孝夫） この問題については、市民から信頼される業者になるための踏み込んだ指導を今後していただきたいというふうに強く要請して終わりたいと思います。

次に、宿野部地域の護岸についてでありますけれども、先般の大風、暴風雨で護岸堤の底がえぐられたというふうな事態も新たに加わっております。したがって、現地を見れば一目瞭然でありますので、ぜひ足を向けていただいて、一日も早く沿線住家の不安を取り除くように努力をしていただきますように、この点も強く要請しておきます。

次に、歴史民俗、文化財等の展示公開の施設の整備についてであります。教育長から言われましたけれども、この分野については非常におくれているというようなことはもう否めない事実であります。同時に旧4市町村で指定文化財を含めて貴重なものは9,000点以上もあると。このように、本当に他市町村にないものを保有していると、これもまた事実であります。どれくらい新市が、あるいは旧市がおくれてきたか。旧町村も含めて、私ちょっと調べてみました。旧8市です。青森市、弘前市を除いて調べましたけれども、八戸市では八戸市博物館、十和田市は十和田市立郷土館、三沢市は三沢市民俗資料館、五所川原市は五所川原歴史民俗資料館です。黒石市は残念ながらそういうのはない、津軽こけし館とその隣にちょっとあるけれどもというお話でございました。そういう点からいって、本当におくれている課題だというふうに思います。

したがって、私が先ほど旧市町村の現状についても述べたわけですが、これからは旧大畑町でいえば、下北地方史のパイオニアと言われております笹沢魯洋さんの文庫もありますし、今の公民館にさらにつけ加えてそういうものは収容、開設することはできるのではないかなと、素

人判断で思っているわけですが、これについてはどういうふうに考えるのか。また、旧川内町でいえば、公民館の一室を利用するだとか、あるいは役場の広いホールの一室を役立てるだとか、脇野沢ならば、これから新庁舎も建設されるわけですから、それにそういう施設も加えるとか、そういうのが考えられないものなのかどうか、この点について答弁願いたいと思います。

○議長（宮下順一郎） 教育長。

○教育長（牧野正藏） さきの定例会、8月23日から9月12日まで開かれましたむつ市議会第185回定例会におきまして、むつ市文化財保護条例の一部を改正する条例をご承認いただいたわけでございます。これまでの文化財保護審議会委員10名を15名にさせていただいたわけでございますけれども、その中身はむつ地区からは9名、川内、大畑、脇野沢地区からはそれぞれ2名ということで計15名ということにさせていただいたわけでございます。教育委員会の中で15名選ばせていただいたわけですが、それぞれ各地区の代表者といいたいでしょうか、むつ下北ばかりでなくて県下に名の知れた方々ばかりでございます。そういうことで文化財保護活動のベテランといいたいでしょうか、専門家ばかりでございますので、それぞれの方々に集まっていただきまして、それぞれ持っている地区の課題とか要望というものをもう一回、あるいはまたむつ市全体として今後どのように取り組めばいいかということにつきまして、ただいまの工藤孝夫議員のご提案などを含めながら、いろいろな角度から検討していきたいなと、こんなふうに思っております。そういうことで、普及活動を含めました文化財保護の展示公開のあり方、この合併を機に総合的に検討していきたいなと、このように考えたところでございます。

○議長（宮下順一郎） 22番。

○22番（工藤孝夫） ことし策定されました後期過

疎計画の中でも、地域文化の振興というところで旧町村の現状と問題点としてそれぞれの地域について記述されておりますけれども、その現状の上に立って、対策として8項目述べておられます。その中で文化財展示公開施設の整備が必要だということを強調しているわけですから、これを遠い先の話だというふうに追いやるということではなくて、早急に各施設の施設整備、問題に取り組んでいただきたいというふうに強く要請しておきます。

市長にお聞きいたします。市として先ほど紹介いたしました各市にあるような施設を建設するというビジョンを持っているのか。いるとすれば、いつごろをめどにしているのかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 文化財を収蔵し、展示する建物を建てる用地は確保してあります。金谷公園の中にあります。ただし、財政が後押ししてくれません。そういう事情がありまして、まだ建造はできておりませんが、すべからくこの文化財を審議していただく議論を尽くしていただいてから対応しなければならないと思います。私の考えが那邊にあるかということをお尋ねでございますから、多少申し上げますと、市が合併したのですから、展示館も合併して一緒にやりたいと考えております。

○議長（宮下順一郎） 22番。

○22番（工藤孝夫） 財政の問題はあるでしょう。中間貯蔵施設、そういう地元が核のごみの最終処分地になりはしないかというおそれが非常にある問題に対しての誘致には熱心だけれども、こういう文化面で非常に立ちおけているというのは事実の問題としてありますので、この点については早急に英知を結集して、前向きに取り組んでいただきたいということを強く要請して質問を

終わります。

○議長（宮下順一郎） これで、工藤孝夫議員の質問を終わります。

10時50分まで暫時休憩いたします。

午前10時37分 休憩

午前10時50分 再開

○議長（宮下順一郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

東 健而議員

○議長（宮下順一郎） 次は、東健而議員の登壇を求めます。13番東健而議員。

（13番 東 健而議員登壇）

○13番（東 健而） 10月の会派の編成によりまして、新むつクラブに所属することになりました川内の東でございます。本日2番目に登壇することになりましたが、質問に入る前に、今月13日、むつ市議会第186回定例会の会期中に突然ご逝去なされました毛馬内議員のご冥福をお祈り申し上げます。

さて、師走を迎え、クリスマスソングの響きとともに、ことしもまた年越しの慌ただしさがめぐってまいりました。めまぐるしさと何が何だかわからないうちに合併の年も終わりに近づいて、瞬く間という1年の早さをしみじみと実感するこのごろであります。私は、ことしの締めくくりといたしまして、2カ月前に終えました市長選を振り返りながら、地域の行政サービスにかかわる問題、さらに本市の将来展望などについて質問させていただきます。

杉山新市政が新たに始動するにつれて我々も気持ちを引き締めて市長とともに市民の幸せを願い、市民の負託にこたえていかなければなりません。しかしながら、これからの本市のかじ取りは

非常に難題が多く、紆余曲折が予想されます。私は、むつ市議会第186回定例会において、本市が早急に取り組む問題といたしまして、財政の再建、雇用対策、観光振興対策、産業振興対策などが急務と思っております。

さて、さきの市長選で市長は、大変すばらしい公約を掲げていました。この公約の実現に向けた姿勢と提案に対し、どのような取り組みをさせていただけるのか、さらに示されました市民の大きな期待に対しまして、今後どのようにこたえていただけるのか、新市長の政治姿勢など、通告の5項目について質問いたします。

まず、第1番目の項目であります市長選の公約の実現について、2点についてお答えいただきたい。

まず1点目でございますが、公約の具体的な実現はどうかということであります。私は、9月の定例会で、市長選はマニフェストを示し戦うべきではないかと質問をいたしました。市長は、余り乗り気ではないようでございました。しかしながら市長は、さきの市長選では大変すばらしい公約を掲げておりました。ちなみに、これを引用させていただきますが、選挙中にいただいたパンフレットの中には、「人と自然が輝く やすらぎと活力の大地 陸奥の国」を目指してという合併に際しての新市まちづくりのスローガンのタイトルが躍っておりました。また、やすらぎと潤いのあるまち、健やかで生きがいのあるまち、活力ある希望に満ちたまち、心豊かで創造性のあるまちというサブタイトルがうたわれ、さらに施策としてさまざまなことが書かれています。しかし、スタートしたばかりとはいえ、現状はどうでしょうか。濃霧の中にいると言っても過言ではありません。もっと新市の全体を見回していただきたい。将来展望もはっきりせず、市民は雇用不安、生活不安に追われ、生きがいと活力を失っている人たちも

出てきています。これらの一番問題にされなければならないことが先送りにされ、どれをどのような道筋を持って具体的に実現していくのかという事柄の提示が全くおこなわれています。それらは、順次計画をするということでしょうが、このままでは惰性的に推移し、何も手当てされることなく、ただ時間だけが過ぎ去っていくような気がして仕方がありません。せっかく示していただいたビジョンであります。財政難の折ではありますが、市長の公約に賛同した者の一人として、緊縮財政の取り組みもさることながら、予算にメリハリをつけ、いろいろな財源を駆使し、それらを組み合わせ市民サービスの向上と充実、そして市民に夢と希望を与えるように公約をぜひ具体化していただきたい。

そこで、市長は公約実現のためのその具体性について、市民との約束をどのように果たしていくつもりなのかお伺いいたします。

2点目といたしまして、人口減少対策への今後の展望を示せということでございます。市民に約束したことでありますので、公約不履行にはならないと思いますが、選挙公約を実現していくためには、並々ならぬ決意とやる気、そして努力が必要です。市長は、市長選で経験と実績、継続を訴えておりました。合併後の新市をしっかりと取り取りしていきたい、そして安全、安心、安定が基本と考えているという姿勢を示されておりました。しかし、今の新市の現状の取り組みでは、確実な実効性のある施策に乏しく、安定、安心が全く感じ取れません。雇用不安、重税感、若者たちの流出と少子高齢化など、対策はなすすべもありません。

合併から今まで旧町村部ではどんどん人口が減少し、本市全体でも11月1日現在では570名減少しています。まだまだ減少傾向にあります。旧町村部では、働き場所が失われているため、高校を

卒業しても地元にとどまることができず、また後継ぎが流出し、空き家になるところがふえています。市の人口が間もなく6万6,000人台に落ち込むのは時間の問題であると思います。また、雇用の場の不足がたたりに、生活費に追われる人たちが増加、不安だけがどんどん増幅し、セーフティネットの構築が緊急の課題と言えます。市長は、この本市全体の人口減少対策についてどのような心構えをお持ちでしょうか。さらには、安全、安心、安定を構築するために蔓延している生活不安と雇用不安に対してどのような打開策を打ち出し、どのようにその施策を展開していくお考えか、人口減少対策についての今後の展望と意気込みのほどをお聞かせいただきたい。

次に、2番目の項目であります。新市まちづくり計画の実施計画の立案状況についてお尋ねいたします。合併し、初めての6月定例会の質問の中で私は、4市町村の長期総合計画の一体感をどのように醸成していくのかとの質問をいたしました。市長もご記憶のことと思いますが、そのことについて今どのようなになっているのか、2点についてお伺いいたします。

1点目でございますが、新市まちづくり計画の実施計画の見通しについて。早いもので、合併し、9カ月が過ぎ去ろうとしています。その間に8月の豪雨での土砂崩れやアスベスト対策、市長選などのさまざまな問題が発生し、これらの予期せぬ出来事などへの対応に財政支出を余儀なくされ、補正予算を組むなど、慌ただしく推移してきたような感じで、瞬間間という気がいたします。その結果、既決予算が大幅にアップしたことから、11月1日には予算的に相当厳しさを認識しながら、財政再建団体転落の回避を大前提にして、平成18年度予算の編成作業に当たっていかねばならないとの依命通達が出されました。また、この中には新市まちづくり計画を着実に推進するために、

新市の均衡ある発展と住民の一体感の醸成を最重点課題として取り組むという姿勢が示されております。あわせて本市の財政状況に触れ、平成17年度の決算の累積赤字額は6億円増の約29億円が見込まれ、本市の標準財政規模159.4億円の20%に当たる31.9億円が財政再建団体の転落ラインと、危機的状況にあるとの説明がなされておりました。その差は、約2億9,000万円であります。これには、我々議員も心してかからなければならない重大な問題であります。これから、またこれを踏まえた構想を練っていかねばならないわけですが、このような状況下では旧4市町村での長期総合計画の実施計画がどのような融合性のもとに練られていくのか、私だけでなく市民にも期待とともに大変心配する声が出ています。

市長は、公約の中で、活力ある元気なむつ市が見えてきたとも書いてあります。大変興味ある部分として受けとめさせていただきました。まず、それはどのようなものでしょうか。揚げ足をとるような質問はしたくはありませんが、旧町村部の市民は、相当体力が落ちて、心身とも疲弊してきています。どこに元気な活力が見えてきているのか、ご認識のほどを伺っておきたいと思っております。

また、計画についてもどのような施策の展開を創造し、どのように手当てをするおつもりか、新市まちづくり計画の中で旧市町村の長期総合計画についても具体的に示し、そろそろ元気なむつ市を形成していくための市民に実効性のある実施計画を示さなければならぬ段階に来ているように思います。その実施計画が市民にとって実りあるものなのかどうか、またさまざまな産業振興対策や雇用対策についても実利あるものにしていくため、どのように取り組むおつもりなのか、その見通しを示していただきたい。

2点目といたしまして、この実施計画は、絵に描いたもちではなく、できるだけ市民全体に寄与

できるものでなくてはなりません。いわゆる新市全体の均衡ある一体感の醸成を十分に盛り込んだものでなくてはならないと思います。旧川内町では、このような計画を策定の際に業者に依頼し、作成していたようではありますが、本市のこれからの総合的実施計画は、各地の実情を十分勘案し、旧町村部からも委員を選任し、総体的に、総合的に作成していくべきではないかと考えます。市長は、策定過程で地域の声をどのように反映していくつもりなのか、委員を選任するとすれば、その選定の仕方、どのくらいの委員の参加を見込んでいるのかお伺いいたします。

次に、3番目の項目、観光振興対策についてお伺いいたします。これは、2番目の質問に関連することになりますが、4点について質問させていただきます。

まず、1点目でございますが、恐山裏参道のバイパス化について提案であります。この提案は、6月定例会で質問しました将来構想の延長線上にあるとお考えいただきたいと思いますが、さきに示された市長の公約の中に交通輸送体系の拡充、道路網の整備があります。これは、本市ばかりではなくて、この下北半島全体の観光振興と産業振興対策をどのように考えていかなければならないかという問題でもあります。私は、旧川内町の議会でも提案してまいりましたが、それは川内から恐山の宇曽利湖まで、いつごろ道ができたのかわかりませんが、古くから多くの人たちに利用されてきた古びた参道があります。市長はご存じかどうかわかりませんが、この道路は昔から恐山の大神祭、個人の供養や観光、また医療が今日のように発達していなかったころ、車のなかった時代に湯治をするために利用され、西通り地区の人たちが徒歩でこぞって通った参道であります。この道は、沿岸沿いの城ヶ沢や近沢、泉沢、大川目、角違、永下、戸沢などからの市道ともつながっております。

また、川内、脇野沢方面からの人たちとも一緒になりながら、川内から約4時間くらいの道のりを弁当を携えて休み休みしながら毎年お参りに通ったとお年寄りたちから聞いたことがありました。

恐山には、豊富な泉源があり、花染の湯、冷抜の湯、古滝の湯、薬師の湯などがそれぞれいろいろな病に効くという言い伝えがありました。恐山の温泉は、この下北半島全体の人々に利用されていたことではあります。川内からは田植えが終わった後や稲刈りが終わった後の農閑期を利用して隣近所で誘い合い、多いときは団体を組んで、みそと米とおかずをそれぞれ分担しながら持ち寄り、湖畔にあった自炊寮に寝泊まりしながら数日間滞在し、点在する数カ所の温泉にかわるがわるのんびり、疲れや病をいやしたそうでもあります。時代が変わり、自動車が普及し、やがて湾岸の幹線道路が舗装され、徐々に市街地、市道が整備され、旧むつ市から恐山までの道路も舗装されるようになりました。次第に徒歩での長旅は敬遠されるようになり、いつしかこの参道は人々に忘れ去られるようになっていきました。この古来から利用されてきた恐山の裏参道をバイパス化できないかということではあります。市長のご見解をお伺いいたします。

2点目でございます。観光ビジョンのメリットについてでございます。この道路が実現すれば、西通り地区からの恐山観光が格段に便利になり、この下北半島全体の観光にも寄与できるというメリットが生まれます。この下北半島に通年観光の道が開かれ、今まで野辺地方面からの入り込み客しか期待できなかったものが付加価値化により蟹田方面から脇野沢を経由し、川内への観光客の誘導ができるようになり、大変便利になってまいります。また、恐山から川内へ抜ける逆のルートも可能になります。津軽半島と連携して、フェリー

航路の活性化も促すことができるようになるのではないのでしょうか。あわせて参道付近を整備し、ヒバ林の見物、森林浴体験、グリーンツーリズムなど、本市ばかりではなく、この下北半島の活性化が夢ではなくなると思います。ワインの里構想と組み合わせ果樹園をつくったり、地ビールの里や農業体験をさせたりしながら、各地にある歴史に付加価値をつけ、これを観光産業に結びつける取り組みも必要であります。道路整備は、公共事業として雇用対策に連動させることも可能になってまいります。何よりも川内から恐山を通り、薬研道に抜け、大畑に出ることができます。大畑に出れば、風間浦村や大間町、佐井村へと時短の観光ルートも考えることができます。北海道への渡海や交互の利用客も出てくるのではないのでしょうか。これにより観光の活性化が期待でき、本市全体の均衡ある発展と一体感が生まれ、徐々に地域に停滞している閉塞感の解消が夢ではなくなっていくような気がいたします。また、川内のホタテと大畑のイカがもっと身近になり、地場産業振興対策にもつながっていくのではないのでしょうか。これを利用すれば、少なからず市長の公約が実益となり、農業や林業、畜産の振興、水産業や商業の振興などの具体化につながり、半島全体の産業振興と観光振興対策の起爆剤になるような気がいたします。裏参道のバイパス化に対するメリットについて、市長のご見解をお伺いいたします。

次に、3点目でございますが、道づくり計画と利便性の追求についてお伺いいたします。市長は、恐山に行ったり釜臥山のおつべんに登って景色を見たことがあると思いますが、数年前市長は、この釜臥山の上まで道路をつけました。私も数回上ってみました。ここからは素晴らしい景観が広がっています。これは、恐山と一体となり、今では下北観光の最大の目玉であります。しかしながら、ここへのアクセスはむつ市からと大畑の薬研

道からしかありません。道路事情が非常に悪く、観光地としてまことにもったいない気がいたします。それに、この旧むつ市からの道路が土砂崩れなどの災害に遭うと、市部へ戻ることができません。観光産業の活性化を促すには迂回道路が必要であり、不便の解消も必要であります。

また、この川内からの道路が実現すると、川内から恐山へ出て釜臥山へ登る道路が非常に身近になってまいります。西通り地区の人たちの利便性が非常に高まります。多くの人たちに眼下に広がるすばらしい芦崎湾や陸奥湾の景色を、また遠望できる大畑や津軽海峡の景色などももっと気軽に簡単に眺めていただくことができます。観光産業の活性化には、道路の利便性の追求が不可欠であります。これを短期にやるのではなく、これを新市まちづくり計画の実施計画の中に取り込み、段階的に進めていくべきと思いますが、いかがでしょうか。

4点目でございますが、財源問題についてでございます。次に、この道路整備のための財源問題について、私見を述べさせていただきたい。今我が国では、観光立国を目指すことが国策となっています。政府では、観光立国を目指す自治体には協力を惜しまず、できるだけ援助したいと言っています。幸いに11月の内閣改造で本県出身の参議院議員山崎力氏が総務副大臣に任用されました。東奥日報の記事ですが、山崎氏は、道路財源が一般財源になれば本県への影響は免れない、特別交付金を活用して県や市町村の政治的な痛みを和らげることを側面から支援するのが私の役目だとコメントをしています。本市にとっても大変心強い発言だと思いますが、これなど大いに利用すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

また、観光客が見込めるようになりますので、観光地にも財源の捻出にご協力を願うというのも一つの方法だと思います。ほかにもっと財源が

あると思います。半島振興法が10年間延長されました。道路財源や地域振興債、過疎債、いろいろな事業債などを組み合わせていけば、財源も工面でき、可能性が高まります。ご承知のように、今の下北は道路網の整備が大変おこなわれています。下北の観光には、東北縦貫自動車道、下北半島縦貫道路がタイアップしたインフラ整備と観光の点と点を結ぶ道路網の整備が不可欠であります。数年後には新幹線の七戸駅が完成します。それに向けて七戸駅では、活性化対策のビジョンづくりに懸命になっています。本市では、下北観光に対する観光客の誘導策も検討していかなければならない時期だと思います。ニーズが高まれば、JRも大湊線の高速高度化に対処せざるを得なくなってまいります。裏参道のバイパス化は、この下北半島全体の観光振興と産業振興にとって限らない発展の可能性を含んでいると思います。繰り返しますが、本市全体の均衡ある発展と一体化の促進には、この構想は一考の余地があると思います。財源問題について市長の見解をお伺いいたします。

次に、4番目の項目、雇用対策についてお伺いいたします。IT企業の誘致対策についてでございますが、言うまでもなく本市には雇用対策と活性化対策が緊急の課題であります。この点について、何回も同じような質問を繰り返しますが、ご容赦いただきたい。市民の中には、生活費に事欠き、追い詰められ、大変な思いをして暮らしている人たちも出てまいりました。そこで、今回もまたとっぴな発言になると思いましたが、活性化対策の一環としてIT企業の誘致に力を注ぐべきではないかと考えましたので、そのことについて少し提案させていただきたいと思っております。

過日10月29日のことですが、夕方のテレビに沖縄県の稲嶺知事が出ておりました。沖縄県で抱えている普天間基地の問題でコメントをしておりましたが、そのときの記者会見で、「知事に

就任以来私は、沖縄県に115の企業を誘致した」と言っておりました。雇用対策を第一に考えているとのことでしたが、島国の沖縄県に果たしてどんな企業が誘致されたのかと疑問に思っておりました。すぐさま記者から、どんな企業を誘致したのかとの質問がなされ、稲嶺知事は、主にIT企業が多いと語っておりました。私は、道路もなく飛行機や船でしか渡航の手段がない沖縄県にどうして企業が進出するのかとの疑問がわきました。すると、知事は、「今や企業にとって道路なんて問題ではない、企業にとって最大のメリットは途絶えることのない仕事をいかにして継続するのかにある。本土の多くは地震が多いので、それにより建物の倒壊や仕事の中断を余儀なくされる。今の企業は、それが一番怖いのだそうだと」言っていました。なるほどと感心して聞いていましたが、しばらくして私は、それをこの下北半島とダブらせてみました。この下北半島は、昔から大きな地震が余り聞いたことがありません。それに沖縄県と違い、道路でつながっています。下北半島は、中央から随分離れていると思ってあきらめておりましたら、こう考えると沖縄県よりもはるかに中央に近く、利用価値が非常に高いのではないかと考えています。

私は、6月定例会で提案いたしました、ADSL、高速通信システムのことでございますが、ADSLや光通信網の整備が重要性を増してまいります。12月1日から既にデジタル放送も始まりました。これを推進していけば、旧むつ市だけでなく、津軽海峡に面した大畑や川内、脇野沢、さらにこの下北半島全体に船舶の航行、航空網、道路網のニーズが高まってまいります。陸奥湾も利用価値が高まってまいります。考え方次第では、沖縄県に負けないような将来展望が描けるのではないのでしょうか。ヤフーやライブドア、楽天などの大きな企業が今話題になっていますが、小さな

IT企業を誘致し、それを少しずつ積み重ねるようにしていけば雇用が生まれ、やがてそれが大きな果実になっていくような気がいたします。ささやかな提案でございますが、IT企業の誘致対策について市長の所信をお伺いいたします。

次に、5番目の項目であります。最後になりましたが、川内町松川地区の環境整備についてお伺いいたします。1点目、国道338号わきの側溝整備についてでございます。具体的な一般事務についての質問になりますが、住民サービスの対応について、進捗状況がどうなっているのか、3点について伺います。

私は、旧川内町の議会でも国道338号わきの側溝にふたがないので、大変危険だから、すぐ対処してほしいとの質問をいたしてまいりました。この場所は、国道でありながら、すぐわきの側溝にふたがありません。この十数年間に大型バスや宅配便、乗用車やパジェロ、トラック、軽自動車などが落ち、ごみ置き小屋を押しつぶしてしまった事例のある場所で、人身事故が起きたこともあります。この対策を町から県に早急に対処していただくよう要請してきましたが、財源難のためか、今なお進展がない状態です。この対策が新市に引き継がれて今どのようになっているのかお伺いいたします。

2点目でございます。排水溝の整備について。平成15年にこの付近の海岸が階段式になり、以前に比べるとすばらしい景観が開けました。いまだ中途の部分もありますが、継続事業でありますので、この先もすぐ工事にかかるものと思っておりますが、これがさっぱり進まないために、完成したすぐ先の海岸側にある排水溝が寄せられた土砂により詰まり、排水できないようになっています。このため付近には悪臭が漂い、住民は大変迷惑をこうむっています。国道に関係ある場所の整備が不完全なのは、この下北半島全体を眺めても

恐らくここだけではないかと思っておりますが、生活福祉対策のおくれが住民から指摘されています。関係諸官庁に打診されていると思いますが、この問題について継続措置として行政側ではどのように取り組んでいるのかお伺いいたします。

3番目でございますが、階段式護岸工事は継続されるかというものでございますが、この場所は平成15年に完成した階段式海岸の工事の先が中途になっています。この先の工事は、あと幾らもありません。このままでは、意図的に残されたようで、どうも納得しがたい部分であります。これがなぜ進まないのか、これからの見通しをお伺いいたします。

以上で通告した5項目の質問を終わりますが、市長の前向きな答弁を期待したいと思います。よろしくお伺いいたします。

○議長（宮下順一郎） 市長。

（杉山 肅市長登壇）

○市長（杉山 肅） 東議員のご質問にお答えいたします。

質問の1点目は、市長選の公約の実現についてであります。東議員には、6月と9月定例会にもご質問をちょうだいしておりますが、質問の背景の根底となっているのが雇用不安であり、それに伴う生活不安をどのように解消していくか、そして多くの不安を抱えている方のためにも夢と希望を与える施策を掲げ、その実現のために具体的道筋を示すべきという思いであろうと存じます。

具体的道筋をというお尋ねであります。正直申し上げまして、数カ月単位で回答を出せるものではないと考えております。9月定例会でもお話ししましたが、雇用の面において自治体ができるのは、国や県の雇用対策に伴う交付金等の活用による事業の展開、あるいは自前の資金で行う事業を数多く発注することなどに限定されるのではないかと考えております。今日公共事業を取り

巻く環境は非常に厳しく、中央では予算の削減をしやすい費目としてとらえられておりますが、地方では道路整備一つとってもまだ十分とは言える状況ではありません。議員ご発言の中にいろいろな財源を駆使し、それらを組み合わせて云々とありましたが、その手法をとったとしても一般財源の持ち出しが必要であります。その持ち出し分に苦慮しているのが今日のむつ市が置かれている財政事情であります。したがって、繰り返しの答弁になります。今はひたすら財政再建に取り組む時期にあると考えております。財政的に足腰を強くすることによって、国・県のさまざまな施策に適宜適切に対応が可能になりますし、市の単独事業の展開に当たっても、子供を育てやすい環境整備等事業の選択肢を広げることができます。

ご発言にもございましたが、人口減少社会の到来による社会不安、特に将来年金をもらえなくなるのではないかという不安が子供を育てることにちゅうちょする要因になっているとも言われております。加えて働く場所が少ないことによる若年者層の流出が当市の人口減少の一因であります。その打開策は豊富な農林水産資源に付加価値をつけて新たな仕事場をつくり出していくなど、時間をかけて地道に取り組んでいくことが一自治体としてとり得る精いっぱいの施策であろうと考えます。恐らくそうした努力を続けても、残念なことではあります。人口の減少傾向はとまらないと予測せざるを得ません。そのような見通しのうえで、今後市としては、ある意味では市民の皆様にも痛みを伴う公共施設の再配置等を含めて、既存施設の有効活用を心がけていかなければならないと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

次に、新市まちづくり計画の実施状況についてお答えいたします。6月定例会においても同様の質問をいただいておりますので、回答が重複す

る部分があるかと思いますが、あらかじめお許しをいただきたいと思います。

まず、新市のまちづくりの方向性を示す長期総合計画は、合併協議会でお認めをいただいた新市まちづくり計画と9月定例会でご承認をいただいた「むつ市過疎地域自立促進計画」をベースとして、ことし10月に行われた国勢調査結果も踏まえて、平成19年度の上半期までに作成したいと6月定例会で説明をいたしました。市の長期総合計画や過疎計画といった法律によって作成を義務づけられている計画は、東議員ご指摘のように、理念的記述にならざるを得ない側面があります。国や県の制度に基づく事業の展開も予想されますので、実施年度や実施規模及び事業費などは前もって盛り込めないという事情もありますので、その点についてはご理解をお願いしたいと思います。

しかし、過疎計画につきましては、計画全体の過疎債がどの程度になるのかを把握する意味で、参考資料として計画期間内の個別の事業規模と事業費の提出を求められておりますので、計画表を作成し、先般議員の皆様にお配りしたところであります。旧町村部の振興に大きな力となり得る過疎債を利用した産業振興や生活基盤の整備に資する事業展開は、非常に厳しい財政状況ではあります。地元の雇用創出にも運動しますので、予算が対応できる限り進めてまいりたいと考えております。

実効性のある計画という意味では、この過疎地域自立促進計画に基づく事業や合併特例債を活用する事業などを、その範疇に含めてもよいのではないかと考えております。長期総合計画及びそれを補完する実施計画の作成に当たって、各地域の実情や声を反映させるためにも、旧町村部からも委員を選任し、総合的に作成すべきとのご意見がありますが、むつ市総合開発審議会条例では、委員25名で組織するとありますので、議会議員の皆

さんや行政委員会の委員を初めご提案の趣旨を踏まえた委員構成にしていまいりたいと存じております。また、計画策定に当たっては、東議員がご懸念されておりますように、将来の世代の重荷にならないよう身の丈に合ったものにしてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、観光振興対策についてのご質問の1点目です。恐山の裏参道のバイパス化についてのご質問にお答えいたします。現在旧川内町から恐山への登山口は、銀杏木、戸沢、川内本町の3カ所あり、それぞれの登山口からは、旧脇野沢村、旧川内町の人たちが恐山参詣に利用していましたが、昭和12年、下北交通が田名部から恐山に定期バスを走らせてからはほとんどの人が田名部口からバスを利用したと伺っておるところでございます。

この川内本町からのルートについては、平成8年に旧川内町民から復元してほしいとの要望があり、旧川内町と下北森林管理署で当時のルートを確認し、伐開等によって歩道の復元をいたしましたところであります。歩道が復元された平成10年に川内町観光協会が音頭をとり、「旧恐山参道踏破体験ツアー」を企画し、翌年からは教育委員会の「地域子ども教室推進事業」とタイアップさせ、児童・生徒の参加も呼びかけて平成16年まで実施してきたところであります。さらに、平成14年から平成16年までは、緊急地域雇用創出対策事業を導入するなどして林道、歩道の整備を行ってきたところであります。また、この区間は国有地が大半を占め、活用にあたっては下北森林管理署の許可が必要なことから、指導・助言を得ながら維持管理に努めているところであります。

さらに、終点である恐山一帯の森は、ヒバ主体の林やヒバとブナの混交林があり、標高が高くなるにつれてブナ林に移行するという下北、津軽半

島の典型的な林相を呈していることから、林野庁は平成7年3月、大尽山山頂から北側に広がる1,186.8ヘクタールを恐山山地森林生態系保護地域に指定し、天然林を保護することによって、森林生態系から成る自然環境の維持、動植物の保護、遺伝資源の保護、森林の管理、学術研究等に資することとしていることから、伐採及び林道等の新設はできないと聞き及んでおります。

さらに、平成18年に入って、この恐山山地森林生態系保護地域を拡大するという計画が進められておまして、私もその審議するための委員に選任される予定になっておりますので、川内からこの恐山山地森林生態系保護地域までの間の道路については整備は可能かもしれませんが、最後の部分で非常に難しい問題にぶつかる。ここは、入山者数も制約するというコースに入ってくるわけでありますので、その辺の相互協力関係がどのようになし得るものか、まだ見当がつかない状況でございます。市といたしましては、今後とも下北森林管理署や関係団体等とも連携をとりながら、環境に配慮した道づくりを継続してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

ご質問の2点目、観光ビジョンのメリットについてということですが、本市の多彩な資源を一堂に集約し、イメージアップと将来的な産業、観光振興に結びつけるために新市まちづくり計画にも「地域の役割と将来ビジョン」として位置づけられており、海洋海峡ゾーン、湾岸ゾーン、森林環境ゾーン、中央ゾーンと四つのゾーンが設定されております。特に農村の活性化対策の一環として農山漁村に滞在しながら自然や人々との触れ合い、地域での体験を楽しむグリーンツーリズムへの取り組みがありますが、こうした取り組みは農村地域に新たな収入や雇用の機会をもたらすという直接的な経済効果のほか、地域食材の販路拡大、農産加工品の開発等によって新たな付加価

値を生み出すなど波及効果も期待され、また女性や高齢者の活動の誘発や交流を通じた文化的刺激などによる地域活性化へのメリットも期待される点ではあります。

また、近年の観光客のニーズは、健康志向ブームの後押しから、トレッキングや登山の旅行商品に中高年世代の人気があることから、これらと川内から恐山のトレッキング、大尽山への登山などを組み合わせた商品づくりも可能ではないかと考えておるところであります。いずれにいたしましても、本市の観光を支える民間事業者の経営基盤の強化を図りながら観光産業を育成していくことが重要な課題であると受けとめておりますので、ご理解とご支援をお願い申し上げる次第であります。

質問の3点目、道路網の整備は、観光を初めとする下北半島地域の産業、経済活動を支えるとともに、地域の生活道路としても重要であることはご発言のとおりであります。しかし、ただ利便性を追い求めるだけではなく、殊に川内から恐山につきましても、さきに申し述べました理由も含めまして、静寂な森林空間や多様な樹種、生物の生息環境としてとらえ、また地域の風土と文化はくぐむという面からも、その個性を生かし、環境保全に意を用いることも重要であると考えておりますので、ご理解を願います。

ご質問の4点目、財源問題についてということですが、新市の均衡ある発展を図る観点から、6月定例会でもお答えしておりますが、新市まちづくり計画を推進するに当たり、旧3町村を対象とする過疎地域自立促進5カ年計画とも整合性のとれたものにしてまいりたいと考えております。ご理解を賜りたいと思います。

なお、道路特定財源、これが一般財源化が決まりました。私は、山崎力副大臣の後援会長でございますので、特別交付金などについては随分力を

おかりして、財政を少しは楽にするために努力しているつもりではありますが、そのようなことも大事にしながら、財源についても心配りをしてまいりたいと考えております。

ご質問の4点目、雇用対策についてであります。小さなIT企業を少しずつでも誘致するようにしていけば、やがては大きな果実をつけることになっていくのではないかとご提案であります。私どもの地域は、むつ小川原地域に属することから、環境・エネルギー産業創造特区に指定されておりますが、六ヶ所村や八戸市でさえも関連企業の進出が思うように進んでいない現状を考えますと、私もご提案のような戦略も必要であると考えている一人ではあります。ただ、光通信網の整備など、IT関連のインフラが十分整えられているということも、こちらに来ていただく大きな要素であると思いますが、知的サービスを提供する人は、どういうわけか大都会の刺激を欲する傾向にあるようであります。

かつて大学を誘致したいという思いで当時の文部省を訪ねたことがあります。その際、自然環境は申し分ないが、先生を集めるのが大変だ、大学の先生は、自分も研究テーマを持っているので、情報が集積している都会から離れたがらない傾向があるので、人集めに苦労する事例が多いと言われたことがあります。IT産業は、時代の先端をいくものとの思いがありますが、意外と企業を引っ張る経営者は、人と人との生の情報交換から経営の刺激を受けているのではという思いもあります。いずれにしても、小さなIT企業といっても誘致は簡単なことではないと思いますので、絶えずアンテナを張る努力は続けていきたいと思っております。議員の皆様にもお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

次に、川内町桧川地区の環境整備についてのご質問にお答えいたします。ご質問の1点目、国道

338号わきの側溝整備についてであります。以前から県に対して要望しているところでもありますし、ことしの5月に松川部落会において要望書を県に提出しているようではありますが、予算等のこともあってなかなか進まないのだろうと感じております。現場の状況につきましては、十分承知しておりますので、早期整備に向け、今後とも粘り強く要望してまいりたいと存じます。

ご質問の2点目と3点目の排水溝の整備及び階段式護岸工事は継続されるのかについては、関連がありますので、一括してお答えいたします。

ご指摘の直立護岸が残っております松川海岸は、昭和48年に330メートルが旧建設省海岸の指定を受け、昭和49年から昭和59年にかけて現在の護岸の整備が行われ、海岸に面した松川地区を高潮等から守ってきたところであります。この旧建設省海岸を両側に挟む形で、近年環境に配慮した護岸の改良工事が進められ、むつ側については旧運輸省の海岸事業として、また脇野沢側については漁港海岸事業としてそれぞれ階段護岸に生まれ変わったことから、結果的に一部分の直立護岸だけが残ったものでありまして、ご指摘のような継続事業ではなく、それぞれ所管省庁の違う事業であるということをご認識いただきたいと思います。

当海岸の階段護岸の整備につきましては、旧川内町議会において、東議員のご質問に対し答弁がありましたように、むつ市といたしましても、整備の方向で引き続き県に対し、要望してまいりたいと考えております。

関連する排水溝の問題につきましては、松川部落会において、ことしの5月に川内庁舎を介して県に対し要望書を提出し、お盆前に排水溝の吐き出し口の堆積土砂の撤去をしていただいたということも伺っておりますので、階段護岸の整備要望とあわせて抜本的な解決方について働きかけてま

いりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（宮下順一郎） 13番。

○13番（東 健而） ただいま市長の答弁をいただきました。全体的に考えてみましたが、何か予算的な問題で割り切れたような割り切れないようなすっきりしない答弁として受けとめさせていただきました。

私は、公約の具体的な実現について1点目として質問したわけではありますが、何をどのようにしているのか、どのようにしていこうとしているのか、申しわけない思いではありますが、私の質問の仕方が悪かったのかどうか、受けとめ方が悪いのか、具体的に余り感じ取れませんでした。これも今言いましたとおり、予算的な問題が絡んでまいりますので、全部が全部できない、そのような感じでしょうけれども、市長も中にはやれるようなものもあると思うのです。それで、この質問の総合的な見地から、2点について質問させていただきたいと思います。

まず1点目ですが、議長、順序が不同になりますので、お許しいただきたいと思いますが、観光振興対策、恐山までのバイパス化についてでございますが、この問題につきまして、ただやめるといふこと、森林を保全するためにやめるのではなくて、できないと、できればその森林を活用しながら活性化を図っていききたいと、そのような答弁を聞きましたけれども、ただ私はこれをぜひとも進めていただきたいという気持ちでこの質問を取り上げました。

それで、この打開策としてでございますけれども、現在の仏ヶ浦の場所にエレベーターをつくる構想がございます。これは、下北総合開発期同盟会の要望事項でございますが、これが県の方に特区として申請されているわけでございます。ですので、この特区構想を利用しながら、森林を保

全するためということではなくて、この道路を1本つければ、下北の活性化が期待できるわけです。そして、産業振興、雇用対策、いろんなものを含めまして、とにかくそういうふうな活性化の対策には物すごくメリットがあるものと思っております。ですので、こういう特区構想を考えて、むつ市でもぜひ構造改革特区に申請をする、そのような考えで、市長、この課題は今すぐやってほしいという問題ではございません。5カ年計画でも10カ年計画……10カ年といえば、ちょっと長過ぎますけれども、そこら辺考えていただきまして、特区に特化するとか、ちょっと冗談ばい言い方になりますけれども、いかがでしょうか、市長。この特区構想を利用して、できるだけ具体的に取り組んでいただきたい。それが1点目です。

それから、もう一点目でございますが、ちょっと私が気になっていることを質問いたします。公約の具体的実現についてでございますが、合併協議の協定項目が守られているのかどうかということになると思います。市長は公約としてよく旧4市町村の均衡ある一体化を、一体感ではなくて、一体化を引き合いに出しています。これも住民にとってよいことも悪いこともあるので、並大抵のことではできないと思いますが、私がこの問題について住民から苦情を聞いている部分があります。

そこで、質問させていただくわけでございますが、私たち旧町村部の議員というのは、合併協議内容について大方を5年をめどにこれを進めていくという説明を受けてまいりました。これを進めていくとなると、旧町村部では税体系の値上げ、それから水道料金なども値上げするというような説明を受けてまいりました。5年をめどに進めていくと説明を受けていましたので、安心して値上げはないというふうな感じでありましたけれども、ことし合併してからすぐ、税体系が上がった

のではないかと、そういうふうな感じで声がよく出てまいります。それで、私もちょっとわからないのでお聞きするわけですが、この税体系が上がったのかどうか、このご説明をいただきたいと思っておりますけれども、重税感、そうでないと、私は住民に対して説明ができませんので、とりあえずこの2点についてご説明いただきたいと思っております。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 観光振興であります。東議員のご提案されております恐山の裏参道のバイパス化ということについて、特区に指定されても恐山山地森林生態系保護地域、これは外せないということなのです。ですから、遊歩道的な部分までは改良は進められますけれども、この保護地域の中に入りますと、完全にもう歩行者しか入れないというものになっていくわけでございまして、特区に指定を受けても、これは外せないというものでありますから、もう一回選挙に出るというお薦めかと思いましたが、その辺は実に微妙でありますけれども、これについてはこれから1月に入って新たに会議が持たれるようであります。その中でまた検討を加えることになっておりますから、その際の感触を後ほどお伝え申し上げたいと、そう思っております。

それから、税体系の変化があったのかというご質問については、総務部長からお答えします。

○議長（宮下順一郎） 総務部長。

○総務部長（齋藤 純） 市独自の税改正等はありません。あえてあったとすれば、国の制度に従っておりますので、その影響かと思っております。

以上でございます。

○議長（宮下順一郎） 13番。

○13番（東 健而） 答弁の内容がどうも納得できない部分が大半でございました。市長からの答弁で、選挙は終わったばかりですので、その先のこ

とはまだ全然考えておりません。

あとは私の質問した項目につきまして、適宜ご答弁をいただきましたので、おおむねこのぐらいで了承しておかなければならないのかなと、そうしておきます。

これから市長におかれましては、公約がむだであったと言われぬように、ぜひこの公約の実現に向けた努力を、財政難で何回も言いたくないのですけれども、努力をしていただきたい。そういうふうなことを申し添えて質問を終わります。

○議長（宮下順一郎） これで、東健而議員の質問を終わります。

昼食のため午後 1 時まで暫時休憩いたします。

午前 1 1 時 5 0 分 休憩

午後 1 時 0 0 分 再開

○議長（宮下順一郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

横垣成年議員

○議長（宮下順一郎） 次は、横垣成年議員の登壇を求めます。21番横垣成年議員。

（21番 横垣成年議員登壇）

○21番（横垣成年） 日本共産党、横垣成年、むつ市議会第186回定例会に当たり一般質問を行います。市長及び理事者におかれましては、明快で前向きなご答弁をお願いするものであります。

まず、第1点目として、使用済み核燃料中間貯蔵施設、いわゆるリサイクル燃料備蓄センターについてであります。去る10月19日に締結した同施設に関する協定書についてお伺いいたします。

原子炉等規制法では、担保にならないことが明らかになっております。市長は、9月定例会で柴田議員に対し、安全協定あるいは覚書等の中に貯蔵期間、搬出先など市民の不安を取り除くべく事

項については明記させる方針で努力すると答弁しております。今回の協定は、市民の不安を取り除くものと全くなっていないことを指摘しながら、以下の点をお聞きいたします。

1番目として、第1条3項に使用済燃料は、貯蔵期間の終了までに貯蔵施設から搬出するものと書かれております。これだけでは、搬出はわかりますが、どこに搬出するかがわかりません。追加協定などできちっと搬出先を明記させるべきではないか。

2番目として、また搬出するとは施設から100メートルでも持ち出せば搬出となります。同じむつ市内に同じ中間貯蔵施設をつくり、そこへ搬出しても協定上は違反にはならない、そういうことにはならないか。追加協定などでむつ市外への搬出とか県外への搬出を明記させるべきではないか。

3番目として、協定は県とむつ市と東京電力、日本原子力発電の4者で結ばれておりますが、東京電力と日本原子力発電は民間であり、倒産の可能性があります。東京電力とかが倒産したら、だれが責任をとるのか。むつ市が責任をとるのか、県が責任をとるのか、追加協定などで協定には国も加えるべきではないか。最終的には、国に責任をとってもらう、そういう協定にすべきでないか。

以上、3点お聞きします。

2点目として、むつ市赤字解消計画についてお聞きいたします。一つとして、合併財政シミュレーションとのかかわりで、大きく変更になっているところはどこかというところなのか。二つ目として、赤字解消のポイントはどこに置いているのか、この2点をお聞きいたします。

3点目として、市役所の隣にあります市民体育館についてであります。建物自体がかなり古くなって、大規模改修が必要かと思っておりますが、市の財政とかみ合わせ、それはいずれ実行してもらいたいと思っております。今回は、とりあえず危険施設とな

っている部分だけ早急に改修をしてもらいたいと思います。毎年冬になると、今現在そうですが、「落雪注意」という看板とともにポールが屋根の下に置かれ、通行人に注意を呼びかけています。私は、雪の多い青森市に長年住んでおりましたが、こんな「落雪注意」という看板を毎年掲げている公的施設を見たことはありません。しかも、市役所の隣に堂々と毎年当然のごとく「落雪注意」と掲げられております。私もバドミントンをやっています、しょっちゅう使用しているわけですが、もはや見るに忍びない状況であります。通行人は、学校帰りのお子さんから市に用事のあるお年寄りまでさまざまとなっております。もし落雪で人がとか重大事故があったらどのようになるのでしょうか。看板を掲げていればよいというものではありません。皆さんも子供のころを思い出してください。おとなしく整然と道を歩く子供だったでしょうか。学校帰りなんか、友達とふざけ合ったり、追っかけっこをしたりして帰った記憶はないでしょうか。たまたま体育館の近くでふざけ合っていて、何げなく屋根の近くまで行ってしまった、そのときたまたま屋根の雪がどっと落ちてきたという場合は予想できることではないでしょうか。危険施設を放置していた市の責任は免れません。そうならないためにも、ただちに落雪の心配のない屋根に改修をするべきだと思います。お伺いいたします。

4点目として、第三田名部小学校の建て替え計画についてであります。市の財政も大変な状況にある中、建物は余計な飾りをつけたりしないで、質素なつくり、地元の建材を利用したつくりとすべきだと思いが、どのような計画となっているかお聞きいたします。

最後、5点目として、地元の大型スーパー倒産についてであります。勤めていた方の雇用確保はどのようになっているか、また施設に入っていた

テナントへの対策はどのようになっているかお聞きいたします。

以上、第1回目の質問といたします。

○議長（宮下順一郎） 市長。

（杉山 肅市長登壇）

○市長（杉山 肅） 横垣議員のご質問にお答えいたします。

使用済燃料中間貯蔵施設の諸問題について、去る10月19日に市、県、東京電力株式会社及び日本原子力発電株式会社の4者で締結した「使用済燃料中間貯蔵施設に関する協定書」についてのお尋ねであります。

まず、1点目の「搬出する」と書いているが、搬出先が書かれていない、しっかりと明記してもらうべきではなかったかというご質問であります。本年10月に閣議決定された我が国の原子力政策に関する基本方針となる原子力政策大綱において、「中間貯蔵された使用済燃料の処理の方策は、六ヶ所再処理工場の運転実績、高速増殖炉及び再処理技術に関する研究開発の進捗状況、核不拡散をめぐる国際的な動向等を踏まえて2010年ごろから検討を開始する」とされております。さらに、「この検討は使用済燃料を再処理し、回収されるプルトニウム、ウラン等を有効利用するという基本方針を踏まえ、柔軟性にも配慮して進められるものとし、その結果を踏まえて建設が進められる、その処理のための施設の操業が六ヶ所再処理工場の操業終了に十分に間に合う時期までに結論を得ることとする」とされており、六ヶ所再処理工場に続く次の処理のための施設について、その操業時期も明示して触れられておりますので、むつ市で貯蔵された使用済燃料は、それらの施設へ搬出されるものと認識しております。

2点目の使用済燃料の搬出は、むつ市外への搬出か、むつ市内の別の施設への搬出も含まれるのかとのお質問ですが、私はさきのむつ市議

会第185回定例会での一般質問でもお答えしましたように、東京電力株式会社から提出された事業概要にあります3,000トンと2,000トンの2棟、合わせて5,000トンの施設以外は考えておりませんので、むつ市内の別の施設へ搬出するということはありません。

3点目の東京電力と日本原子力発電が倒産したらだれが責任をとるかのご質問でありますけれども、東京電力株式会社は、昭和26年に設立され、50年以上の歴史を持つとともに、国内の電力会社の中では資本金、総資産、売上高等においてもトップという企業であります。また、電源開発株式会社を含む国内10電力会社が株主として90%以上を保有している日本原子力発電株式会社は、昭和32年に設立され、原子力発電のパイオニアとして半世紀を迎えようとしている企業であります。親会社となるこの両者が電気供給という社会的使命を担った国のエネルギー政策を支える会社でありまして、今後ともしっかりとした経営基盤のもとに中間貯蔵施設を支えていってくれるものと考えておりますので、ご理解をいただきます。

安全協定について、さきに締結した使用済燃料中間貯蔵施設に関する協定と同様、中間貯蔵施設の操業開始前までに自治体と事業者との間において施設周辺住民の安全確保と地域の環境を保全することを目的として結ぶものであり、国が入るべき性格のものではないと理解しております。国では、使用済燃料の施設からの搬出について担保しております。原子炉等規制法等によってかかわっております。

次に、むつ市赤字解消計画についてのお尋ねであります。まず、今回提出いたしました赤字解消計画が新市まちづくり計画で示した財政シミュレーションから大きく変わっているとご指摘ですが、赤字解消計画は提案理由でも述べておりますとおり、平成16年度の決算額及び今年度の

決算見込額を基本として、これまでの三位一体の改革などの影響を反映し、今後の地方財政の動向を注視しながら、各年度の数値を試算しております。また、これに今年度の大雨等による災害対策経費を加味し、さらに退職者の一部不補充による職員の削減及び指定管理者制度の活用による経費の効率化、電源立地地域対策交付金のソフト事業への充当など、財政の健全化に向けて策定しております。

一方、財政シミュレーションは、合併市町村の平成16年度決算見込額を基準値としているところは赤字解消計画とほぼ同様であります。その財源対策において、一般職員の給与の削減を初めとして内部管理経費及び単独補助金、維持補修費等の定率的な削減を求めて推計しているところが大きく異なっている点であります。

さらに、赤字解消計画では、自主財源の大宗であります市税が長引く経済の低迷により減少していること及び今年度の大雨等による災害対策経費などが増加していることから、財政シミュレーションと大きく乖離している状況にありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

なお、赤字解消のポイントについてであります。赤字解消計画を着実に実行していくためには、当然のことながら行財政改革を積極的に推進していかなければなりません。合併における激変緩和に対する措置や一体感の醸成への配慮なども必要でありますことから、使用済燃料中間貯蔵施設の誘致による電源立地地域対策交付金が大きな役割を果たすものと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、大型スーパー倒産による雇用の確保とテナントへの対策についてのご質問であります。テナント従業員を含めて約350人もの離職者を出した市内の大型デパートの倒産ですが、まずはこれまでの市及び関係機関の対応経過と雇用状

況についてご説明申し上げます。

本年9月20日の事業停止から、これまで庁内において関係部課長で構成する庁内連絡会議を設置し、関連情報の収集と今後の対応策について協議いたしましたほか、むつ公共職業安定所や青森社会保険事務局むつ事務所、むつ労働基準監督署、むつ商工会議所などの関係機関と協調し、離職者に対する雇用の確保や健康保険、年金などの切りかえとあわせて取引業者等に対する金融、経営の各種問題について対応してまいりました。

具体的に申し上げますと、9月26日には「離職者職業相談会」を、翌27日には取引業者やテナントを対象とした「経営金融相談会」、28日には「健康保険・年金相談会」、10月6日には「離職者支援就職面接会」を実施いたしております。離職者支援就職面接会では、求人側として大型スーパーと同業種の4事業者を含めた7事業所の参加があり、応募者104人に対し、採用者数は19人となっております。12月5日現在では、これらを含めた全体の求職者305人中80人が就職、1人が開業、何らかの理由で求職を取り消した者など11人、残る213人が現在も求職中ではありますが、このうち約9割に当たる195人が雇用保険受給者となっております。むつ公共職業安定所管内の本年10月の有効求人倍率では0.27ポイントで、前年同期と比べて0.09ポイントの改善、これを事業停止後の9月の有効求人倍率をあわせてみますと0.22ポイント改善している状況でありまして、管内企業に離職者に対する救済意識を伴った求人傾向が見られております。

新たな雇用機会の創出という面では大変難しい状況ではありますが、これまでと同様、関係機関との密なる連携を図り求人開拓に努めるとともに、職業訓練などの現行の各種施策を活用して再就職を支援してまいりたいと考えております。

なお、賃金に関しましては、不払いの事実はな

かったと関係者から聞いております。また、破産法の改正に伴うテナントの保証金等に対する市の対策についてであります。来月1月27日には債権者集会が開かれるとのことでもあります。市としては、お手伝いできる範囲も限られるところでもありますので、状況を見据えたうえで、むつ商工会議所など関係機関と協議しながら対応を検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（宮下順一郎） 教育長。

（牧野正藏教育長登壇）

○教育長（牧野正藏） むつ市民体育館の屋根からの落雪による危険防止についてであります。議員もご存じのとおり、この施設は昭和51年7月の完成であり、既に29年が経過しているところであります。現体育館の周囲は、一般生活道ではなく、体育館の用地であります。建設当時の諸般の事情により一部が生活道路化され、今日に至っているところであります。それに伴い、冬期間は体育館屋根からの落雪による事故発生の危険性があることは議員ご指摘のとおりでございます。そのため、対処方法といたしましては、落雪予想位置にその範囲を示すバリケード、ポール、看板の設置等で注意を促し、事故の未然防止に努めてまいったところでございます。

根本的な解決策としましては、無落雪屋根への改修、あるいは熱線による融雪等の方法があると思われませんが、早急な対応は極めて難しいのが実情であります。次善の策といたしましては、屋根に雪どめをつける方法もあると思っておりますが、これについても屋根面を傷つけ、雨漏りの原因ともなりますことや、現施設の構造上勾配が少ないため、雪どめをつけたとしましても、それによりたまった雪が大きな塊となって落下することなど、さらに危険が増すことが予測されます。幸い通行する市民の方々にも十分周知していただき、開館以来

事故は発生しておりませんが、市といたしまして、これまでどおり落雪しても事故の心配がないよう十分な範囲にポール及びバリケードを配置し、屋根からのつららを早目に除去するなど、さらには看板による注意書きを用意し、通行人への一層の注意を喚起するとともに、監視にも努めてまいりたいものと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に、ご質問の第4点目ですが、第三田名部小学校の改築についてお答えいたします。横垣議員ご質問の趣旨としましては、華美に流されない質素な校舎建設に心がけるべきではないかのご意見と承りました。第三田名部小学校の改築につきましては、現在のところ全校児童、教職員、PTAを対象とした校舎建設への参考としてのアンケート等を集約して、建設計画へ反映させるべく努力をしているところでございます。アンケート集約結果といたしましては、「県産の材木を使用してほしい」、「木のぬくもりを感じられる校舎の建設を」、さらには「ゆとりの空間をつくってほしい」などの要望が出ているところでございます。教育委員会といたしましても、これらの要望にも配慮しながら、「心の教育」、「学力向上」、「健やかな身体づくり」を主眼とした豊かな生活・学習・運動等の総合的な環境づくりを建設構想に盛り込んでいきたいと考えているところであります。もちろん建設に当たりましては、華美に流れることなく、質素な中にも第三田名部小学校の歴史とか地域の精神といったものが盛り込まれるよう工夫し、予算面でも市長部局とも協議しながら、改築に取り組んでまいりの方針でございますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（宮下順一郎） 21番。

○21番（横垣成年） 再質問は、ちょっと順不同になることをお許し願いたいと思います。

まず、教育長に再質問をしたいのですが、3番

目のむつ市民体育館についてであります、こういうふうに「落雪注意」という看板を掲げている施設は、一事が万事という言葉がありまして、むつ市内には何施設くらいあるのか、この市民体育館だけなのかというのと、こういう措置はいつまで続けるつもりなのか、この2点、まず最初にお答え願います。

○議長（宮下順一郎） 教育部長。

○教育部長（宮下孝信） 横垣議員のただいまのご質問にお答えいたしたいと思います。

施設修理につきましては、私ども教育委員会の中で屋根からの落雪の部分では体育館のみということになってございます。いつまでというお求めでございますが、現在のところ年数については明示できる状況にございません。

以上でございます。

○議長（宮下順一郎） 21番。

○21番（横垣成年） 大変困った答弁だと思っておりますが、こういう危険施設だとわかっていながら、いつまでも「落雪注意」という看板を掲げ続けていく、まためども立たない、こういう姿勢というのは、私も議員として大変悲しい現状だということで、ぜひともこういう「落雪注意」という看板を早期に撤去できるような、そういう対策をとってもらいたいということを訴えまして、次の質問に移りたいと思います。

使用済み核燃料中間貯蔵施設の問題であります、私は3点お聞きいたしました。まず1点目で、搬出は2010年ころ処理の方策を検討するから最終処分場にはならない、そういう意味だろうと思いますが、ここで私が大変思うのは、市長はよくこういうふうに2010年ごろ検討するというのを言われて、どこに搬出されるかわからないというのを読んで、それに信をよくおけるなというのをつくづく感じるのであります。市長も今何期目ですか、6期目になるのですが、そのくらい長く市

政に携わって、国が財政問題ではもう当てにならないというのをかなり強調していますよね。三位一体改革もやられて、幾ら来るか全然当てにならない、それで今当てになる財源をとということで中間貯蔵施設ですけれども、この中間貯蔵施設に関しては2010年ごろ検討するというので、これはもう当てになるというふうに判断できる、その考え方、全く私理解できないのでありますが、そのミスマッチ、ちょっと市長の納得できるようなお答えを願いたいのですが。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 国の財政の進め方に対する考え方と原子力委員会が策定している原子力大綱に出てくる考え方とは全然異質のものであります。それを同列に考え、同列に論じようとする立脚点が私は間違っていると申し上げて、失礼かも知りませんが、お許しをいただきたい。

○議長（宮下順一郎） 21番。

○21番（横垣成年） 市長は、そういう答弁をするしかないのでありましょう、全く違うということ。原子力政策も財政の問題も、やはり大もとは国なのです。それを各部署に分かれるからこれは違う問題だと、そういうふうに理解する気になれどできません。でも、私はもう一本だと思っています。結局どこの政策においても今の国の政治があらわれているというふうに思います。

それで、中間貯蔵施設についての、2点目のむつ市外への搬出とか県外への搬出、やはりこういうものをしっかりと明記させる。確かに東京電力は5,000トン以外はつくりませんよというのを、これは何も協定書には書いていないのですよね、市長。それも、だったら書いてもらうことはできないものではないでしょうか。そうすれば、市長の言ったことを私は理解できますけれども、口だけで、うん、この施設しかつくりませんよと言ったって、50年後の状況というのは全然だれしも予想できな

いのです。また、使用済燃料がいっぱいあふれて、それこそむつ市内のある地域では土地が余って、そういう施設でもつくればいいのではないかなという話を、私もちらっと耳にいたず情報があるのですが、そういうふうに市長が言うのであれば、そこら辺もきちっと明記させるという方向で検討はできないものでしょうか。そこもちょっと確認させてもらいます。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 原子力基本法を初めとする一連の原子力に関する法律、その中で地元の自治体の長、都道府県の知事、これらの同意がなければ事業は始まらないというふうに定められているわけですから、その考え方を理解すれば、むつ市内にはあと施設は今の段階ではつくりたくない、これはトップがかわって考え方が変わればどうかわかりませんが、当面今の段階ではそういうようなことは起こり得ないというふうに、当然関係者みんながそう考えているから搬出をどうするか、こうするかということは書いていなくても自明の理であると、こういうことであります。

○議長（宮下順一郎） 21番。

○21番（横垣成年） そういうことを書かなくても自明の理だということですか。そういうところが私は本当に日本人らしい発想だなというふうに思うのです。大体こう思っていることをこの人たちはというか、みんながそう思っているだろうという。やっぱり、これは本当に日本の特徴で、単一民族のいいところでもあり、または悪いところでもあり、なあなあでいってしまう。不安をきちっと文書にしないで物事を進めようとするし、また実際に進んできたいい面もあるのですが、ところがやっぱりこういう重大な問題では、こうであるとかというので物事を進めてはいけないレベルの問題だと思うのです。ですから、こういう協定書をきちっとつくるのです、市長。本当にこの協

定書だけでは、今言った三つの大きいところから、もう一步も出ない、どのようにでも解釈できるような協定書になっているので、それこそ市民の不安を取り除くような協定書を、覚書をつくると前回議会で答弁しているのではないですか。これがそういう不安を取り除くものになっていないから、もっと充実した文言を入れるべきでないかと。また、これからいろんな覚書も結ぶのであります。そういうときには、そういう文言を入れるという考えになれないものなのですか。そこをちょっとお聞きします。なれないのですか、そういう文言を入れられないのですか。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 法体系の中で手順がきちんと示されていて、こういう施設をつくるためには、これこれ、これこれのことが入りますよという形になっている。あえてそういう文言を挿しなくとも、それらの法の体系の中で定められていることを前提としながらこのような協定はつくられているわけでありますから、横垣議員がお考えになるような不安は絶対に発生しないということなのです。その辺をよくわかってください。

○議長（宮下順一郎） 21番。

○21番（横垣成年） 多分こういう議論をしても、また平行線だということで時間のロスになるかとは思いますが、本当にこれはそういう口約束だとか、だろうとかというので本当に進めてはいけないという重大な施設だというふうに私は認識しているのです。それを国の方で全体の法体系がそういうふうになっている原子力大綱では、使用済燃料はきちっと再処理するというふうに書いてある、だからいいのだというふうな進め方は、結局細かいところが本当に決まっていなくて進められているということですから、国の方自体も当然細かいことは書けないのです。その細かいところをやはり地元でしっかりと点検して、地元の住民が

安心できるようなものにするというのが協定書なのではないですか。ただ単に大きな法体系と同じような文言を入れて、そして協定書にするのであれば、何も協定書の意味がないのではないですか。これ言っても多分市長からは先ほどと同じような答弁しか返ってこないとは思いますが。

そして、最後の3番目の東京電力、日本原子力発電。東京電力は昭和26年設立で、今確かにかなりもうけを上げて、もうトップテンに入るようなそういう優良企業の一つであります。だからといって、やっぱり民間というのは倒産が前提の、何かあったら当然倒産するというのが民間でありまして、そういうことが全くゼロだとは言えないのが民間の会社です。逆にまた何があっても倒産しないのだとなれば、その会社は今度マンネリに陥る。民間のよさというのはそういう危機感のもとで経営してもらおうというのがよいことだと市長もかなり議会でも民間活力、民間活力と言うわけですが、ですからそういう意味では倒産の可能性はある会社なのです。

また、何かそれこそ昔のソ連のチェルノブイリで起きたような大きい事故が、もし東京電力が持っている原発の一つでああいう事故を起こせば、当時のお金でチェルノブイリの被害総額は日本円にして3兆円だと言われておりますけれども、もし東京電力がそういうふうな大事故を一つの原発で起こしてしまえば、もうこれは東京電力一つで3兆円なんて出せるようなお金でないのです。そうなった場合に、一つの民間の会社では、もう取り返しのつかないような、そういう大きい損害額になる。そうなった場合に、東京電力がその事故の責任を自分が全部負うのか、今回の耐震強度偽装問題でも、どこの責任だかわからないような形で今議論が進められておりますが、そういう形で国が責任をとるべきだと、その3兆円の損害をそうするのかわかりませんが、そうなった場合に一

つの民間ではもう対処できない、偽装倒産ももしかしたらするかもしれない。だから、そういういろんな不安があるから、その協定書では、そこら辺を取り除くために最終的にだれが責任をとるのかと。この協定書にそれが書かれていない。だから、最終的に協定書ではどこが責任をとることになっているのか、そこをお聞きいたします。

(「市長、原賠法」の声あり)

○議長(宮下順一郎) 市長。

○市長(杉山 肅) 保険というのがあります。保険で補てんされる部分がかかなり大きいものがあります。今原賠法という発言もありましたように、これは原子力損害の賠償に関する法律です。そういう法体系を無視して、あなたの議論の中に私を引きずり込もうとして一生懸命言っているのだけれども、ちょっとむちゃな議論だと私は思います。東京電力と国が責任をとるということなのです。日本原子力発電も含めますけれども。

○議長(宮下順一郎) 21番。

○21番(横垣成年) この協定書によると、最終的には東京電力と日本原子力発電が責任をとるということで、この協定書ではそうなっているということは確認されましたけれども、この2社はあくまでも民間であります。保険に入っているからいいのだとかという言い方もされましたが、あくまでも民間であります。民間に50年、また1棟、2棟合わせれば、1棟だけで50年、2棟目も合わせれば65年になるとか70年になるとかということ、結局置かれるのがもう1世紀近くになる。こういうものに対して民間に責任を負わせていいものかどうかという発想も逆に出てくるのです。そういうものをかみ合わせて、この協定では大変不十分であるということを指摘しながら、次の質問に移らせていただきます。

ちょっと順不同になって申しわけないのですが、最後に質問いたしました5点目の地元の大型

スーパー、この倒産についてであります。勤めていた方の雇用確保はそれなりに市とか地元の商工会議所等がいろいろ奮闘されて、それなりに対処はされているというふうには答弁を聞いて私も思いました。ただ、そのスーパーに入っていたテナント、地元の個人商店主さんが結構テナントとして入っておりまして、そのテナントに入る際には保証金というのですか、いわゆるアパートに入る方が敷金みたいな形でアパートに入るのですが、そういうものを積んでテナントとして入っている。ところが、こういうふうに9月に倒産をして、実際テナントとして入っていた商店主さんも、ただそれはもう返ってこないものなのだろうなというふうな受けとめ方でいる方や、もう倒産したからしょうがないとあきらめている方とか、私も全部聞いたわけでないのでありますが、そういう形でもうほとんどさじを投げているような感じであります。

また、そのテナントに入っていた際には、それなりの人の流れがあったり、売り上げがあったりして、そういう前提でその商店主さんは人生設計というか、またそれを前提としてローンを組むとか、そういうこともしていたけれども、こういう倒産に当たってそういう設計も壊れて、そして保証金というのも返ってくるものかどうか分からない。まずこういう現状を、市の方としては認識していたかどうか、そこをちょっと確認させていただきます。

○議長(宮下順一郎) 市長。

○市長(杉山 肅) 警察には、民事不介入という原則があります。我々も、これは破産法を適用するといういわゆる民事事件であります。そして、破産法の中で、今スーパーのテナントの保証金とか何とかをどうするかということについて、我々は介入する権限も、それから手法も持っていないのであります。市として商工会議所と関連する

国の各官庁がそれぞれ担当して行っている。また、破産法がかなり大幅に改正になって、破産法の適用をするのは管財人であります。そういう状況の中で我々はテナントの問題でありますとか、そういうものについては一切の権限がないということをもまずご理解願いたいと思います。この場でお尋ねになられても、私どもはお答えする方策を持たないのであります。市役所は、確かに仕事の百貨店ではありますけれども、百貨店でも売っていないものはいっぱいあるのです。その売っていないものを、この品物はどうだと聞かれてもお答えはできません。

○議長（宮下順一郎） 21番。

○21番（横垣成年） 民事不介入で市の方は権限も手法も持たないと、そういう答弁で、市長も当然先日市長選挙を戦って、地域振興というのを公約に掲げ地場産業を育成する、そういうことも公約に掲げていながら、こういう地元の商店主ですよ。しかも、この地域に根を張って、ずっと営業してきている、そういう方々の現状が私がさっき言ったような状況で今うろろうしているというのを、多分私が指摘して初めて認識したものか、それとも認識していたのかわかりませんが、とにかく今そういうふうにいる市民がいると。そういう方は、やっぱり私は情報を一番欲しがっていると思うのです、自分らがどう対応したらいいか。確かに私は、個人的にいろいろあって情報を提供したりしておりますが、私が動くのもそうだし、市とか行政も何か打つ手を持ってないものかどうかということだけ、私はこれを今一般質問で取り上げたのであります。市の方は民事不介入で権限も手法もない、そういう立場でいいのだといえれば、本当にびっくりするのですけれども、それで地域産業、地場産業を育成する、地域に根を張っている人たちに市が手を差し伸べない、そういう姿勢で本当にいいのですか、市長。市長の公約と

照らし合わせてどうなのでしょう。ご答弁願います。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 公約では、破産した会社を助けるとは言っていません。これは、商工会議所が中心となって関連する方々の救済策をできるだけ講ずるという立場をとっている。商工会議所を通じて我々も支援できるものは支援するという方策をとっている。ただし、ここでのお尋ねになられても、こうやってこたえます、ああやってやりますということは答えることはできない立場なのです。あなたのご承知のようなことは、私も知っています。ただし、倒産の報を聞いたときに記者会見で申し上げているのは、商工会議所が中心になって善後策を講じてもらう、それに市が協力をするということであって、直截的にあなたのようなお尋ねがあったのに、ここはこうします、あそこはこうしますというようなことは申し上げる立場ではないということをご理解願いたいと思います。

○議長（宮下順一郎） 21番。

○21番（横垣成年） 直接的には手を差し伸べることはできないけれども、商工会議所を通じていろいろ善後策を考えるということで何とか対処してもらいたいのです。市長も法科を出ているのでかなりご存じかと思いますが、ことし平成17年1月から施行になった破産法がありまして、今までの破産法だと、敷金とかというのは全然もう不良債権と一緒に管財人に一括預かり金となってしまっただけで、借金に使われるというふうになっていたのですが、今回の破産法によって敷金とか賃料、これ相殺可能というふうになったのです。ですから、やっぱりこういう新しい情報を私は市の方で、商工会議所なんかを通じてぜひともそういう商店主さんに情報を提供してもらいたいと。商店主さんは、この保証金、敷金はもう返ってこないという

ふうに認識している方もかなりおりますので、やっぱり行政の方としては、それは相殺可能なのだと、きちっと破産法の、これ71条から73条に書いてありますが、やはりきちっと説明して、この地域の住民を市が先頭に立ってというか、そう守っていくという形で運営をしてもらいたいというのを要求しながら、次の質問に移りたいと思います。

最後になりますが、赤字解消計画についてであります。合併財政シミュレーションのかかわりで大きく変更になっているところは、というところで、合併財政シミュレーションは人件費、維持管理費、そういうのが合併前のものを参考にしてつくって、今回は平成16年度、そして平成17年度見込みでつくったというぐらいの答弁でありました。赤字解消のポイントということですが、行政改革をやっていく、新しい市になって一体感を醸し出すような、そういう解消計画、中間貯蔵施設の交付金依存をすると。これは、どこでも聞くような話なのでありますが、私は解消のポイントがこの3点に置かれているというのは、相変わらず解消計画にはなっていないというふうに思うのであります。

赤字解消計画の中でちょっと確認したいところがあるのですが、中間貯蔵施設の交付金を当てにすることで、電源立地地域対策交付金のソフト事業への充当というのは、例えば20億円来たら、半分ぐらいはソフト事業に使うとか、7割ぐらいなのか、どの程度そういうのを考えているのかということと、赤字解消計画では、例えばしもきた克雪ドームだとか、あとは来さまい館、そういうようなものの維持管理にも使うと。この二つを合わせると大体1億7,000万円以上維持管理に使われるわけで、もしこの1億7,000万円以上がそういう維持管理費として使われなくて本当にこの地域のいろんな産業の振興に使われたら、また逆にどんなすばらしい事業ができるかなと考える

のですが、この1億7,000万円以上がもうそういうのに固定的に使われてしまう。そういう形で、実際この電源立地地域対策交付金のソフト事業というのは、いわゆる今までの人件費だとかに充当するということだから、今までの赤字を埋めるために使われるというふうに解釈するのですが、結局今まではむつ市の赤字に使われて、電源立地地域対策交付金の本来の趣旨は地域振興ですよ。そういうのには実際どのくらい使われるものなのか、まずちょっと大きい質問として、それを前提にお聞きしたいと思います。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 中間貯蔵施設に関する交付金は、とりあえずは電源立地等初期対策交付金2年間9億8,000万円、建設にかかってから3年度目以降については企画部長からお答えさせますが、突然20億円とか30億円という額になるわけではないのです。ごく少ない金額でスタートします。備蓄が始まって初めてまとまった金額になっていくということでありますから、まだどの時期に建屋ができるのか、どの時期に使用済燃料が入ってくるのか、その確定的な方式がまだ示されておりませんから、それらについて、いつ、何年度にどのような交付金が出てくるかということについては、今明らかに申し上げるような状況にないということでおわかりをいただきたいと思います。

○議長（宮下順一郎） 企画部長。

○企画部長（渡邊 悟） 簡単にご説明いたします。

9億8,000万円の電源立地等初期対策交付金は、平成18年、平成19年の2年でございます。その後電源立地促進対策交付金というのがありますが、これが約2億円ずつしばらく入ってきます。開始した後は、リサイクル燃料が入る量に応じて入ってきますが、これは幾らというような確定した額を示すことはできません。ただ、平均して見ますと、大体20億円平均の額がずっと続くといったよ

うな状態でございます。いろいろ細々とした計算はございますけれども、最初の時期は9億8,000万円、若干落ちて、またふえて、これはだんだんふえていくのですけれども、平均すれば約20億円というような状況でございます。

○議長（宮下順一郎） 21番。

○21番（横垣成年） ちょっと今聞いて計算が大変なのだろうと思いますが、ソフト事業だとかそういうしもきた克雪ドーム、来さまい館等に使われる比率はどのくらいなのかなというのを大体でもいいので、例えばさっき20億円がしばらく続くとしたら、そのうちのどのくらいの比率がそういうソフト事業に回されていくのかというのをまたお聞きできればいいし、今わからないのであれば後でもよろしいので、お聞きしたいと思います。

あとこの赤字解消計画の中では、一部事務組合の事務事業の見直しとかということで、経費がその分減るというふうなのも書いてあるのですが、私は一部事務組合とか下北地域広域行政事務組合の負担は減ることがあるのかなと。もしかしたらふえるのではないかなと心配しておりますので、そこら辺もちょっとお聞きできればなと思います。というのは、一部事務組合、これは医療の方ですが、もう合併して大畑とか川内、むつ総合病院は今赤字解消計画ですけれども、それなりにやっぱり赤字をどんどん、どんどん蓄積しているということで、そういう意味では負担が将来予想される事業かなと。また、下北地域広域行政事務組合の方ではアックス・グリーンの償却がそろそろ始まるのかなと。あれは、75億円かけてつくった施設ですから、また今汚泥再生処理センターもつくっております、50億円ですか、これは。そこら辺の負担もこれから出てくると。そこら辺がこの赤字解消計画にはきちっと反映されているのかなというのを、ちょっと確認させていただきたいと思います。

○議長（宮下順一郎） 企画部長。

○企画部長（渡邊 悟） ただいまのご質問でございますけれども、基幹病院でありますむつ総合病院につきましては、大体ほとんど入っているような試算でございます。ただ、合併した川内、脇野沢、大畑の方につきましては、確実に全部補足されているかどうかということになりますと、100%とは言えないのが実情でございます。

また、この電源立地地域対策交付金でございますが、これを広域の方に充当することも可能ですので、その分は確かに負担金は減るといったようなことでございます。これは、個々の事業によって調整しながら使いますので、直接充当したり、またこちらから負担金でやったりといったことになりますので、詳しい試算というものはなかなか面倒だという状況もございます。

○議長（宮下順一郎） 21番。

○21番（横垣成年） 私が先ほど言いました汚泥再生処理センターとか、そこら辺の負担の方がふえて、これに反映されているのかどうか、そこをちょっと確認させていただきます。

○議長（宮下順一郎） 企画部長。

○企画部長（渡邊 悟） それにつきましては、入っておりますので、ご了承願います。

○議長（宮下順一郎） 21番。

○21番（横垣成年） 私は、この財政シミュレーションのときの数字を見ても感じたのですが、そしてまた今回の赤字解消計画についても感じるのが、結果的には財政シミュレーションの場合は早目に単年度の収支が黒字になる、今回の場合は二、三年延びた形で黒字になるということになっております。最終的に、ただ早く黒字にさせたい、ただ単に帳じりを合わせたような解消計画になっているのではないかというふうにしに感じられませんか。結局この赤字解消のポイントをどこに置いているのかというと、ただ行政改革をする、合併し

た一体感を醸し出す、中間貯蔵施設の交付金依存をする、これだけがポイントだというのが私は本当に残念なのであります。市税が落ちているとか、景気が大変だというときにおいて、この赤字解消計画、平成23年度まで六、七年のスパンで黒字になるというふうになっているわけですが、市としてこの地域をどのような形で市税をふやす努力をしていくか、行政改革もいいのですが、結局改革というのは人減らしをするとか、そういう方向の改革が大きいかと思うのですけれども、この解消計画の中で新しいむつ市をどのような形でつくり上げるか、やっぱりそこら辺の観点が全く見てわからない。

(「無理だ」の声あり)

○21番(横垣成年) 今市長が無理だと言いますが、それがやっぱり行政の役割だと思うのです。新市まちづくり計画というのを市長がつくったではないですか。それとかみ合わせ、ただ単に黒字になればいいというふうな数字合わせになっている、そういう嫌いがあるような計画になっております。ですから、こういう事業をやる、電源立地地域対策交付金は、ただ単にソフト事業に充てれば赤字が埋まっていいというのではなくて、これの本来の趣旨は、その地域の振興をできればしてほしいという願いも込めているお金なわけで、だからどこにその地域振興、力を入れていくのか、そこら辺もかみ合わせて市の税収、それこそ市税が伸びるような赤字解消計画であることを私は望んで、こういう計画は従来どおりの、それこそ市長は今8期でなくて6期目でしたか、その長年やってきた市政の継続にすぎない計画だなということを指摘しながら、そうでない計画を願って私の一般質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございます。

○議長(宮下順一郎) これで、横垣成年議員の質問を終わります。

2時10分まで暫時休憩いたします。

午後 1時59分 休憩

午後 2時10分 再開

○議長(宮下順一郎) 休憩前に引き続き会議を開きます。

堺 孝悦議員

○議長(宮下順一郎) 次は、堺孝悦議員の登壇を求めます。2番堺孝悦議員。

(2番 堺 孝悦議員登壇)

○2番(堺 孝悦) 大畑選出で、ただいま無会派の堺です。

質問に当たりまして、まずは同郷の選出議員である毛馬内光雄議員のご逝去に対して深く哀悼の意を表します。

私の質問は、東議員あるいは横垣議員と非常に重複してまいりましたので、もしかして同じことを聞くかもしれませんが、私なりの聞き方というのもありますので、ひとつご理解をいただきたい。

大きくくくって、市長選後の杉山むつ市政ということでお伺いをいたします。簡単に言えば、進むも地獄、とどまるも地獄、そういう合併劇でありましたが、各旧市町村の財政問題、少子高齢化、そのほか各旧市町村が抱える問題をスケールメリットをもって財政問題を乗り切ると、そういうことでこの合併がなし遂げられたと私は思っております。そこで、合併後選挙を経たむつ市政を預かる杉山市長の選挙後の新しくなったむつ市政の市民に対する、ただ単に合併にのみとらわれない市長のこれからの展望をお聞かせ願いたいということです。これが第1点。

同様に、この合併の切り札となったのは、皆さんご存じのとおり、中間貯蔵施設の地域交付金あ

りきでこの合併は進められたはずです。そして、また財政シミュレーション、あるいは参考資料としては私もちょうだいしましたが、おおむね財政見通しがつくと、そういうことが書かれてあります。それがなければ合併した意味もないわけですから、当然のことです。私が市長に求めるのは、ただ財政問題だけではなく、新市の市長としてこの旧4市町村の住民に対して少なくとも合併後、今は苦しくても、やがては我々にとってこの合併が望ましかったと思えるような施策を講じなければなりません。どうかそのようなお考えがあれば、この選挙後の市長としてご所見を述べていただきたい。

さらに、大きくくって二つ目です。この合併は、行政改革、機構改革、財政改革、いわゆる改革だけあります。では、市として何の改革をするのかと。当然財政改革は、シミュレーションを示していただきました。続いては、機構改革と言われる職員の意識改革と、そしてまたその人数、配置、これが来るわけです。そこで、市長にお尋ねします。従来の旧4市町村の職員を丸抱えしているわけです。これは当然です、地方公務員法にのっとっているわけですから。ただし、これから先、職員の待遇と、そしてまた新市における市の職員としての心構えがどうあるべきか、もしお考えがあればぜひ述べていただきたい。

第1回目の質問をこれで終わります。

○議長（宮下順一郎） 市長。

（杉山 肅市長登壇）

○市長（杉山 肅） 合併後のむつ市の施政方針を述べよと、こういうことですが、施政方針というのは述べる機会が与えられるのは1回でありまして、年度当初1度であります。合併前に既にむつ市の3月定例会が開かれておりまして、そこで施政方針を述べております。これは、当然合併が調印されるということを受けとめての施政方

針をつくっておりますので、その方針はそのまま今でも生きていってご理解をいただいて結構であると思いますが、ただ国の行財政改革がかなり進んでおりまして、特に今、きょうの新聞などで報じられております例えば特別会計を5年間で一般会計化してしまうとか、あるいはさらにその中に含まれないものも将来的には帳簿上は分けるけれども、ほとんど一般財源的に使うよというようなことが、あれは閣議でしたでしょうか、決まっているようでありますが、そういう状況の中で微妙な変化は生じてきておる。この平成17年度の前半でもかなり変化している。それらを踏まえて財政の再建計画を今定例会に提示してご検討をいただいているところであるわけでありまして。

こういう中で平成18年度に向けた施政方針をどう考えていくか、どう皆様方にご理解をいただくかということが今、私どもが用意しているスケジュールであります。

我々は今、電源三法交付金というのはかなりの額使わせてもらっています。その中に新たに中間貯蔵施設にかかわる電源三法交付金が入ってくるということでありまして、これは合併での財政シミュレーションの中には含まれていなかったものであります。それを今取り込んだ形で財政再建計画をお示しいたしてあるわけでありまして、この中でお酌み取りをいただければと思うところでございます。

それから、2点目としてお尋ねがありました職員の勤務体制をどう変えていくのか、市民に対する待遇、接客の方式をどうするかというお尋ねでありましたが、私は合併が成就してただちに三つの役場を訪ねました。市民が一体感を持つのはすぐというわけにはいかないだろうと、しかし、職員はなるべく早い時期に一体感を持ってくれ。これは、どちらがどちらの手本になるというようなことでは決してないだろうという思いを持ってお

りますが、しかしできるだけ高度なものをお互いに吸収し合うようにしてもらわなければ困ると、こう申し上げました。

それから、もう一つは、3月で進められました人事配置であります。これは旧町村の当時のそれぞれの首長が考えてよこされた人員配置、それをそのまま丸のみをしました。1人の手直しも私はしませんでした。つまり旧体制が考えたものを新体制の中に組み込んだということでありまして、これはお互いの顔を立てるといふ面もなかったとは言えませんが、特に私は新市で一緒になった職員のむつ市以外の職員については、ほとんど存じ上げない。そういう前提で物を考えましたので、この1年間、3月14日からの期間で多少は新しくむつ市の職員になった方々を覚えまして、そのようなことを前提として3月の人事異動を考えたい。これは、堺孝悦議員ご発言のように、レベルの高い接客接遇をするような形に持っていきたいと考えながら、今下準備をいたしているところでございまして、ただし通勤等に多少の障害も抱えることになりますから、このハードルをできるだけスムーズに越えて人事配置をしていきたいという思いを持っております。心理的なもの、物理的なもの、いずれをも満たす、あるいは多少の犠牲は払ってもらわなければならない場合も出てくるかもわかりません。そのような考え方で今、下準備を進めておるといふ状況であります。

○議長（宮下順一郎） 2番。

○2番（堺 孝悦） 再質問をさせていただきます。

現在杉山市政は、いろいろ考えてはおるでしょうけれども、現在の状況からいえば、合併前のことをそのまま肅々と財政問題を最大のテーマとして続行すると、私はそれ十分わかっているのです。そういう答えは十分引き出さなければならない。問題は、その先にあることを我々は見据えなければならないということなのです。

そこで、この下北あるいはむつ市がどのような6万都市社会をつくるかという構図をいち早く示すべきだと私は考えております。なぜならば、旧むつ市民はそう受け取る人は余りいないでしょうけれども、大畑、川内、あるいは脇野沢の住民は、やはり合併後に期待と不安があったわけです。しかし、現在のところ不安の方が非常に増幅しております。これは、さきの議員も皆さんおっしゃっている。そこで、この合併がどのような都市づくりを目指すかということをお早に住民に提示しなければ、ただ単に合併の帳じり合わせのための合併に終わるのかと、そういうふうに考えます。それを示すのが遅ければ、やはり住民からは今さらと言われるのです。ぜひ杉山市長には、財政問題は恐らく中間貯蔵施設というはつきり言って最後の切り札を振ったわけです。市長としてもやむなしだったでしょう、財政問題乗り切るためには、日本全国あまねく市町村で引き受け手がなかったものを、それを自ら率先して、はつきり言って毒をもって毒を制するくらいの気構えでやったと思います。私は、その勇気は買います。ですから、その先にあるものを平成18年度に示すと言われたので、ぜひその際に私は期待しておきます。

ということで、その際私から一つ提案があります。このむつ市がどのような都市社会をつくるかということで提言いたします。環境問題は、今や地球規模の問題であります。いろんな問題が起きています。クラゲの問題、それから二酸化炭素の問題、我々の環境は悪化する一方であります。そこで、市長にぜひ私から考えてほしいということで、せっかく全国で名を売ったむつ市です。この際、もう一丁売りましょう。そういうことで、全国に先駆けて環境都市問題を最優先するむつ市になってほしいのです。タイトルとしては、「環境都市宣言のまち」でも結構です。ぜひ環境問題を最優先するむつ市として、私は平成18年度の施政

方針には、これからの市民の不安を払拭する意味でも前向きな考え方をしてほしいと思っております。

本当に環境問題は、我々にとってはあらゆる問題を含んでおります。例えば2007年問題とされています。それは、団塊の世代が大量に定年退職するわけです。しかし、有用な人材、たくさんあまねくあるはずです。それを我々はこの際十分に活用すれば、この下北も新しい環境都市社会をつくる重要な担い手になるのではないかと思います、これは老婆心ですが。

さらに、2030年問題があるのです。これは、現在稼働している原子力施設がすべて能力的に限界に来るはずで、その際に、現在我々が受け入れた中間貯蔵施設が今よりももっと重きを持てきます。そういう中でも中間貯蔵施設を今のように住民が理解し、そしてまた活用するかはこれからであります。ただ受け入れて金をもらった、それだけではないはずで、平成18年度にぜひ環境問題を取り入れてほしいがどうですかということまでひとつお尋ねします。

2番目の質問の中に職員の接遇があります。合併して職員がどのように旧町村の住民に対して変わったのか、別にこれといって変わったという点はありませんけれども、しかし少しずつでも多分変わってくるでしょう。つまり大局的に物を見なければならなくなったということです、簡単に申し上げれば、従来は、大畑なら大畑の住民が考えればいいのです。しかし、大畑の職員といえども、むつ市の中で大畑をどうするか、あるいはむつ市の中で脇野沢をどうするかという視点が変わらなければ、これは変わったことにならないのです。

そこで、住民と一番接する職員が大事なのは言葉なのです。民間であれば、電話の対応です。これでその会社がわかります。私も用があって、大畑庁舎に電話します。絶対姓名は名乗りません、

ほとんど。「はい、税務課です」、「はい、何々です」、そういうことではやはりこれから民間と競合できません。ぜひそういう点で電話の対応から我々は新しくモラルをつくるべきではないかと思っております。ぜひ「何々課の堺です」。それくらいやはり親切的な電話の対応があつてしかるべきだと思っておりますが、その辺どうでしょうか。

それから、職員の能力向上、それから大局的な見方をする意味では、行政側の能力の開発というのが非常に大事です。そこで、どのような方法があるか。私も先輩からちょっと資料をいただいて、初めて見ましたけれども、これは東京都あるいは各自治体で何力所か取り入れています。職員自らが2年に1回、あるいは1年に1回、自己申告という制度を取り入れているところがあるのです。これは、民間であればどこでもやっています。就職する際でも、就職してから3カ月後でも。職場をどう思うか、自分の能力に合うのか、生きがいはあるのか、そういうマニュアルが既にあるわけです。ぜひとも3月の人事異動をする際にも、既にこういう能力を引き出すという手法があるわけですから、私が手に入れるということは、市長はもっと早く手に入れることができると思います。そういう自己申告制度というものがあるので、ぜひ取り入れて、職員に活躍する場所を、そして自分の能力が認められる庁舎であつてほしいと思っておりますが、大きく分けてこの二つ、どうでしょうか。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） スケールが大きくて幅が広いものですから、どの辺からお答えしていいのか、ちょっとわからない部分もありますけれども、環境都市を宣言すると申しまして、これは実に多様な問題を含みますので、でき得れば議員各位から、あるいは市民の多くの方々から提案をいただくような方式をまずとっていくべきではないか

と、そう思うのであります。手前みそを述べるだけで、「これについてこい」ではいけないだろうと思うのであります。ですから、そういう機会をつくっていくということをこの議場でお約束をさせていただいて、問題を前進させたいと思うところでございます。

それから、団塊の世代への対応であります、これは地方公務員法も改正になっております。大体給料60%ぐらいで採用してよるしいよと、こういうことになっておりますので、不補充、不補充と採用しないことだけを強調するのと、また60歳はかつての45歳ぐらいだろうと言われるようになっております。そういう定年延長ではなくて、再雇用をするという、せっき法律が改正されてあるわけですから、そういうものを活用するいいチャンスになってきていると思うのであります。10年間で200人以上やめるといことになりまので、そういう手法もとっていかなければならぬと思います。

原子力の限界が来るという2030年問題というお話がありました、これに対して私どもが対応できるのは何かということ、これからの勉強になるだろうと思います。私どもは、まだ入り口に立った状況であります、東通村、大間町、そして中間貯蔵施設と、六ヶ所村が既に大分前から動いていますが、まだ動けないで動いていますけれども、こういういわゆる原子力半島と言われる時代に入っているわけありますから、ここまで来た以上、もう少し突っ込んでもいいのではないかと、いう気持ちにはなります。そのようなことで、勉強をさせ、私も勉強していくという手法をとっていかなければならぬと思っております。そのことによって、地域を少しでも前進させることができれば、これにまさることはないだろうと、そう考えております。

職員についていろいろとお話がございました。

いわゆる芋洗いにしなければならないのかなという思いは持っています。地域性によって非常にそれぞれが特色ある、いい特色もあれば、悪い特色もあるわけあります、その悪いところを削って、いい塊をつくっていくというために相互の研さんということが必要だろうと思っております。先ほども申し上げましたが、ことしの3月に提示されました旧町村からの人事案、私、丸のみいたしました。これはやはりそれぞれの地元での人事評価をしているわけあります、今職員同士の評価の仕方も少しは表に出てきているようあります。そういうものを十分吸収しながら、資質の向上のための機会をふやしていかなければならぬと思っております。その集大成の上に自己申告制度というものが効果的に機能するのではないかと、思うのですが、職員に目的意識を持たせ、仕事に取り組む意欲を深めるうえで有用な手段であると認識しておりますので、どのようにそれを取り入れていくかということ、を研究の課題とさせていただきます。できるだけ早い時期に採用できるような手法を講じてまいりたいと思っております。

○議長（宮下順一郎） 2番。

○2番（堺 孝悦） 私も最初から大ぶろしきを広げたわけではないのですが、なぜ環境という言葉を出したかといいますと、やはり環境イコール水なのです、はっきり申し上げて。水が汚染される場所すべて環境破壊が起きるわけです。幸いにもこの下北は、まだ水資源にたくさん恵まれております。この水資源をやはり我々は大事にしなければいけない。では、水資源を大事にするということはどういうことかといいますと、森資源なのです。そこで、中間貯蔵施設の金も非常に買いますけれども、やはり大畑の場合は8割が森林、しかも国有地で手も足も出なかったのですけれども、ぜひそういう点で林野庁もさっき東議員のお

話のとおり、自然保護という点で守りに入っています。しかし、守るだけではどうにもならないのです。やはり我々は、国有林といえども地域住民のこれからの生活のためにはぜひ従来の森林に対する考え方と違った、住民がそこに立ち入って、そして住民の資源として活用しなければならないという考え方を持って取り組まなければならないと思っております。そういう点で、豊富な森林と水を持っているこの下北です。ぜひ環境というテーマで我々も大した知識はありませんけれども、知識のある方からご助言をいただいて、市長ともどもそういう方向に行ければと思っておりますので、期待しております。

それから、職員の問題ですが、問題というほどでもないですが、新しく人事配置する場合には、十分かんがみるといことで、それも急にやると、何だこれは、ということになると思いますので、十分その辺では職員の方々とお話し合いを持って、決して職員を縛るものではないと、むしろ職員を伸ばすものであると。公の立場で物をやる公務員ですから、官と民の差がなく、民の立場で十分物をやれる、そういう職員に育てていただきたいと思えます。

本当に私は言いたいことがたくさんあったけれども、前の議員がほとんど言い尽くしていますので、同じことを聞いてもしようがないということのでこれくらいにいたしますけれども、杉山市長にはくどいようですけれども、合併はもう過ぎたことです。中間貯蔵施設も、私はキャスクを実際さわってみました。ちょっと熱いくらいです。ふるに入るのにちょっと熱いかなというくらいです。したがって、そんなにごく一部の人たちが懸念するようなくあいにはならないのではないかと私は思っています、はっきり申し上げて。

こういう言葉があります。地獄のさたも金次第ということでもあります。そういうことで、我々は

地獄に入ったわけですが、その金次第が何に当たるかは市長は当然わかるはずですが、ぜひその金を有効に使って、その地獄から我々も首を出し、やがては楽しい住民社会をつくるためにも市長に頑張ってもらいたい。

そういうことで質問を終わります。

○議長（宮下順一郎） これで、堺孝悦議員の質問を終わります。

散会の宣告

○議長（宮下順一郎） 以上で本日の日程は全部終わりました。

なお、明12月16日は東谷正司議員、目時睦男議員、佐々木隆徳議員、村中徹也議員の一般質問を行います。

本日はこれで散会いたします。

午後 2時36分 散会

